

茨城県国民保護計画

平成22年3月

茨 城 県

はじめに

国の平和や安全は、政府や国民の不断の努力によって得られるものでありますが、世界に目を向けると地域紛争やテロ行為などが相次いでおり、我が国においても決してそうしたことと無縁であるとは言い難い状況もあり、万一来に備えておく必要があります。

本計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第34条の規定に基づき、大規模テロや武力攻撃事態等が発生した場合に、県民の生命、身体及び財産を保護し、県民の安全を確保するために作成しました。

特に、本県は首都東京に近接しており、また多くの原子力関係の施設や石油コンビナートが立地していることから、そのような状況を充分踏まえた計画といたしました。

武力攻撃事態等があった場合は、県は本計画に基づき、国や市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関等と連携を図り、その組織及び機能の全てを挙げて、県民のために避難・救援などの国民保護措置を迅速かつ的確に実施することとなります。

さらに、国民保護措置の実施にあたっては、基本的人権の尊重と県民あげての協力が不可欠と考えられるので、平素からの十分な備えと、ひとたび事態が生じた場合には、迅速かつ的確な対応が出来るよう県民の皆様のご協力をお願いいたします。

なお、本計画については、様々な事態に的確に対応するため、日頃から訓練等により検証を行い、その都度、県民の皆様や県国民保護協議会の御意見をいただき、必要な修正を行ってまいります。

この計画に使われている主な用語の定義等は次のとおりです。

1 用語の定義

用語	定義
国民保護措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間において、国、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するために実施するものであり、避難、救援、武力攻撃災害への対処等である。
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの。(資料編参照)
指定地方公共機関	県の区域においてガス、輸送、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、知事が指定するもの。(資料編参照)
国民保護業務計画	指定公共機関及び指定地方公共機関が、武力攻撃事態等における国民保護措置の実施体制、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項を定めたもの。
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態。
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態。
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態。
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの。
テロ攻撃	その攻撃を実施する主体が国家ではなく、特定や捕捉が困難である者が、自らの政治目的を達成するために暴力を用いて恐怖心を与える攻撃。
指定行政機関	国の中央行政機関のうち、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令第1条に定める機関。
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関。
対処基本方針	武力攻撃事態等に至ったときに、政府が作成する武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針。

2 法律・機関名等の略称

略 称	正 式 名 称
国民保護法 (法)	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律
国民保護法施行令 (令)	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令
武力攻撃事態対処法	武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律
県国民保護対策本部	茨城県国民保護対策本部(本部長:知事)
県国民保護現地対策本部	茨城県国民保護現地対策本部
県国民保護対策本部等	茨城県国民保護対策本部及び茨城県緊急処理事態対策本部
県国民保護協議会	茨城県国民保護協議会(会長:知事)
県危機管理対策本部	茨城県危機管理対策本部(本部長:知事)
県危機管理連絡会議	茨城県危機管理連絡会議(議長:危機管理監)
基本指針 (基)	国民の保護に関する基本指針
市町村国民保護対策本部等	市町村国民保護対策本部及び市町村緊急処理事態対策本部
県地域防災計画(震災編)	茨城県地域防災計画(震災対策計画編)
県地域防災計画(風水害等編)	茨城県地域防災計画(風水害等対策計画編)
県地域防災計画(原子力編)	茨城県地域防災計画(原子力災害対策計画編)

目 次

第1編 総 則	1
第1章 計画の基本	1
第2章 国民保護措置に関する基本方針	2
第3章 関係機関の役割と事務又は業務の大綱	4
第4章 県の地理的，社会的特徴	8
第5章 県国民保護計画が対象とする事態	18
第2編 平素からの備え	24
第1章 組織・体制の整備等	24
第2章 避難及び救援に関する平素からの備え	42
第3章 生活関連等施設の把握等	48
第4章 物資及び資材の備蓄，整備	52
第5章 国民保護に関する啓発	54
第3編 武力攻撃事態等への対処	56
第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	56
第2章 県国民保護対策本部の設置等	59
第3章 関係機関相互の連携	65
第4章 警報及び避難の指示等	70
第5章 救援	90
第6章 安否情報の収集・提供	99
第7章 武力攻撃災害への対処	102
第8章 被災情報の収集及び報告	119
第9章 保健衛生の確保その他の措置	120
第10章 国民生活の安定に関する措置	123
第11章 交通規制	126
第12章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理	128
第4編 復旧等	131
第1章 応急の復旧	131
第2章 武力攻撃災害の復旧	133
第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等	134
第5編 緊急対処事態への対処	136

第 1 編 総 則

第 1 章 計画の基本

第 1 節 県国民保護計画の目的

1 県国民保護計画の目的（法第 3 条第 2 項，法第 3 4 条第 1 項）

この計画は，国民保護法第 3 4 条の規定に基づき作成したものであり，武力攻撃事態等においては，国民保護法その他の法令，基本指針及びこの計画に基づき，県民の協力を得つつ，関係機関と連携協力し，避難・救援等の国民保護措置を的確かつ迅速に実施することを目的とする。

2 県国民保護計画に定める事項（法第 3 4 条第 2 項）

この計画においては，県が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第 3 4 条第 2 項各号に掲げる事項について定めるほか，関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

第 2 節 計画の構成

県国民保護計画の構成は次のとおりとする。

- 第 1 編 総則
- 第 2 編 平素からの備え
- 第 3 編 武力攻撃事態等への対処
- 第 4 編 復旧等
- 第 5 編 緊急対処事態における対処

第 3 節 県地域防災計画等との関連

この計画は，武力攻撃事態等において，県民の避難，避難住民等の救援，武力攻撃災害への対処等の国民保護措置について定めており，この計画に明記されていない事項については，「県地域防災計画」等において定められている防災に関する既存の取組を活用することとする。

1 県地域防災計画（風水害等編）との関連

事態の原因が未だ不明である場合等においては，大規模事故や災害として「県地域防災計画（風水害等編）」により対処が行われる。

2 県石油コンビナート等防災計画との関連

石油コンビナート等に係る災害への対処については，石油コンビナート等災害防止法に定める措置を基本とするが，石油コンビナート等は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから，同法に基づく対処に加え，本計画に基づく生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講ずる。

3 県地域防災計画（原子力編）との関連

武力攻撃原子力災害への対処については、本計画に定めるもののほか「県地域防災計画（原子力編）」の規定を準用して行うものとする。

第4節 計画の見直し，変更手続

1 計画の見直し（法第34条第8項）

政府の策定した国民の保護に関する基本指針は、政府における国民保護措置についての検証に基づき、必要に応じて変更を行うものとされている。本計画についても、今後、国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

なお、本計画の見直しに当たっては、県国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。

2 計画の変更手続（法第34条第8項，第37条第3項）

本計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、県国民保護協議会に諮問の上、総務大臣を経由して内閣総理大臣に協議し、その同意を得た後、県議会に報告し、公表する。（国民保護法施行令に定める軽微な変更を除く。）

第5節 市町村国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画

市町村国民保護計画及び指定地方公共機関の国民保護業務計画については、本計画に基づき作成するものとし、計画の作成にあたっては基本指針も踏まえるものとする。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

県は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、基本指針及びこの計画に基づき、県民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。県が国民保護措置を的確かつ迅速に実施するにあたっての、特に留意すべき事項と基本方針は次のとおりである。

1 基本的人権の尊重（法第5条，基第1章1）

県は、国民保護措置の実施にあたっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、県民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

- 2 県民の権利利益の迅速な救済（法第6条，基第1章2）
県は，国民保護措置の実施に伴う損失補償，国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の県民の権利利益の救済に係る手続を，できる限り迅速に処理する。
- 3 県民に対する情報提供（法第8条，基第1章3）
県は，武力攻撃事態等においては，県民に対し，国民保護措置に関する正確な情報を，適時に，かつ，適切な方法で提供する。
- 4 関係機関相互の連携協力の確保（法第3条，基第1章4）
県は，国，市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備を図る。
- 5 県民の協力（法第4条，基第1章5）
県は，国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは，県民に対し，必要な援助について協力を要請する。この場合において，県民は，その自発的な意思により，必要な協力をするよう努めるものとする。
また，県は，消防団及び自主防災組織の充実・活性化，ボランティアへの支援に努める。
- 6 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮（法第7条，基第1章6）
県は，日本赤十字社が実施する国民保護措置については，その特性にかんがみ，その自主性を尊重するとともに，放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については，放送の自律を保障することにより，その言論その他表現の自由に特に配慮する。
また，県は，指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については，指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。
- 7 高齢者，障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施（法第9条，基第1章7）
県は，国民保護措置の実施に当たっては，高齢者，障害者，外国人その他特に配慮を要する者の保護について留意するとともに，国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。
- 8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保（法第22条，法第73条第3及び4項（第79条第2項の準用を含む），第110条，基第1章8）
県は，国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。
また，要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては，その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

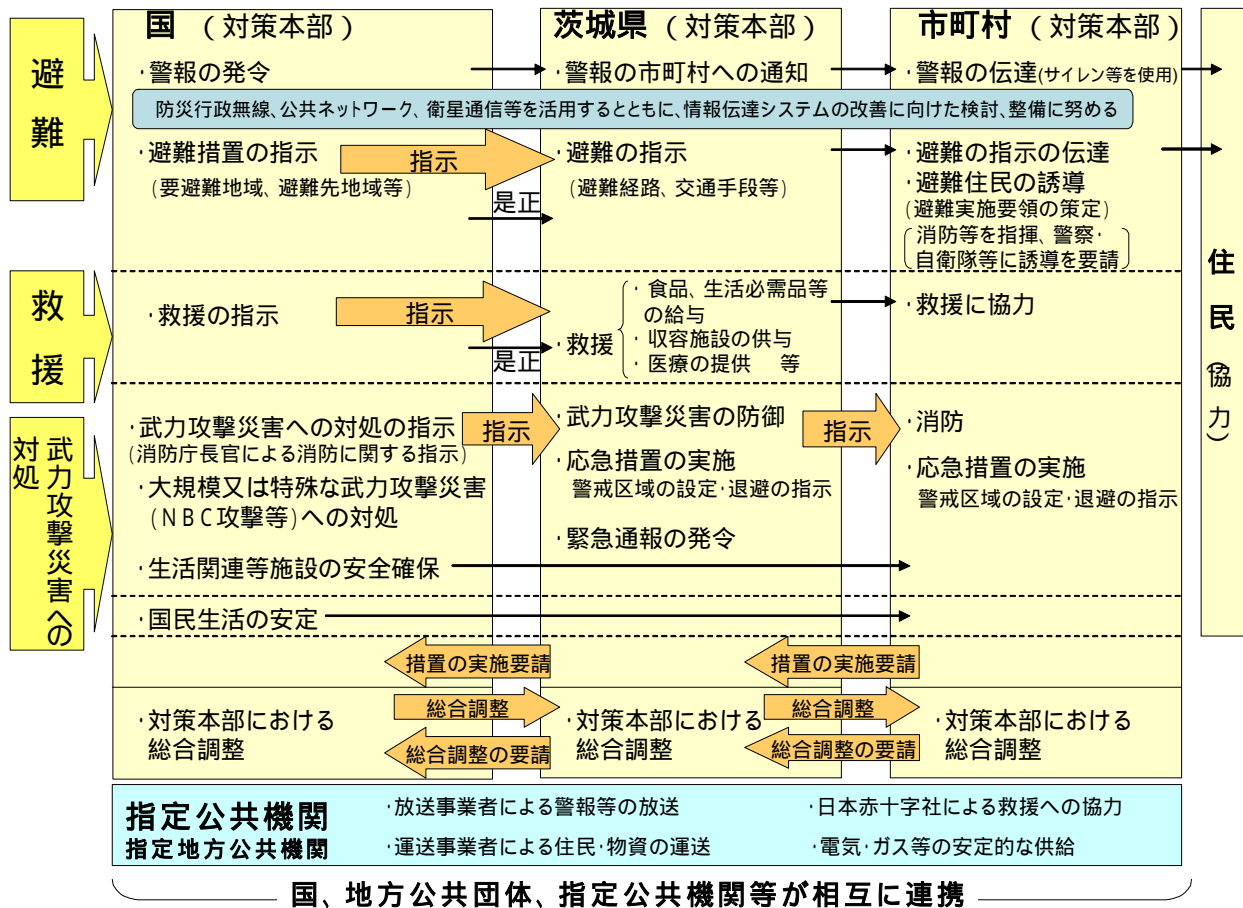
第3章 関係機関の役割と事務又は業務の大綱

県は、国民保護措置の実施に当たり関係機関と円滑に連携するため、国民保護措置の実施主体である関係機関の果たすべき役割をあらかじめ把握する。なお、関係機関の事務又は業務の大綱は次のとおりである。

第1節 国民保護措置の仕組み

国民保護措置を実施するにあたっての、国、県、市町村等の役割は次のとおりである。

国民保護措置の仕組み



第2節 関係機関の事務又は業務の大綱

国民保護措置について，県，市町村，指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は，おおむね次に掲げる業務を処理する。

【県】

機関の名称	事務又は業務の大綱
茨城県	<ol style="list-style-type: none"> 1 県国民保護計画の作成 2 県国民保護協議会の設置，運営 3 県国民保護対策本部等の設置，運営 4 組織の整備，訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示，避難住民の誘導に関する措置，都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施，安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減，緊急通報の発令，退避の指示，警戒区域の設定，保健衛生の確保，被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【市町村】

機関の名称	事務又は業務の大綱
市町村	<ol style="list-style-type: none"> 1 市町村国民保護計画の作成 2 市町村国民保護協議会の設置，運営 3 市町村国民保護対策本部等の設置，運営 4 組織の整備，訓練 5 警報の伝達，避難実施要領の策定，避難住民の誘導，関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施，安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示，警戒区域の設定，消防，廃棄物の処理，被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【指定地方行政機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東管区警察局	<ol style="list-style-type: none"> 1 管内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
関東総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理，監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
関東財務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
横浜税関	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸入物資の通関手続
水戸原子力事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 試験研究用原子炉の安全確保 2 核燃料使用施設等の安全確保 3 放射性同位元素使用施設等の安全確保
関東信越厚生局	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援等に係る情報の収集及び提供
茨城労働局	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の雇用対策
関東農政局	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
関東森林管理局	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害復旧用材（国有林材）の供給
関東経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
関東東北産業保安監督部	<ol style="list-style-type: none"> 1 危険物等の保全 2 鉱山における災害時の応急対策
関東地方整備局	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災時における直轄河川・国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
関東運輸局	<ol style="list-style-type: none"> 1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
東京航空局	<ol style="list-style-type: none"> 1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
東京航空交通管制部	<ol style="list-style-type: none"> 1 航空機の安全確保に係る管制上の措置
東京管区气象台	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象状況の把握及び情報の提供
第三管区海上保安本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導，秩序の維持及び安全の確保

	<ul style="list-style-type: none"> 3 生活関連等施設の安全確保にかかる立ち入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動，その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
北関東防衛局	<ul style="list-style-type: none"> 1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整

【指定公共機関及び指定地方公共機関】

区 分	事務又は業務の大綱
災害研究機関	1 武力攻撃災害に関する指導，助言等
放送事業者	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	<ul style="list-style-type: none"> 1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	<ul style="list-style-type: none"> 1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	1 電気の安定的な供給
ガス事業者	1 ガスの安定的な供給
病院その他の医療機関	1 医療の確保
公共的施設の管理者	1 河川管理施設，道路の管理
日本赤十字社	<ul style="list-style-type: none"> 1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集，整理及び回答
日本銀行	<ul style="list-style-type: none"> 1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持
郵便事業（株）	1 郵便の確保
（福）茨城県社会福祉協議会	1 ボランティア団体の支援

第4章 県の地理的，社会的特徴

第1節 地形

本県は，日本列島のほぼ中央を占める関東地方の北東にあり，東は太平洋に臨み，北は福島県，西は栃木県に接し，南は利根川をもって千葉県，埼玉県に界しており，県都の水戸市は首都東京の中心から100kmの圏内にあり，県のほぼ中央に位置している。

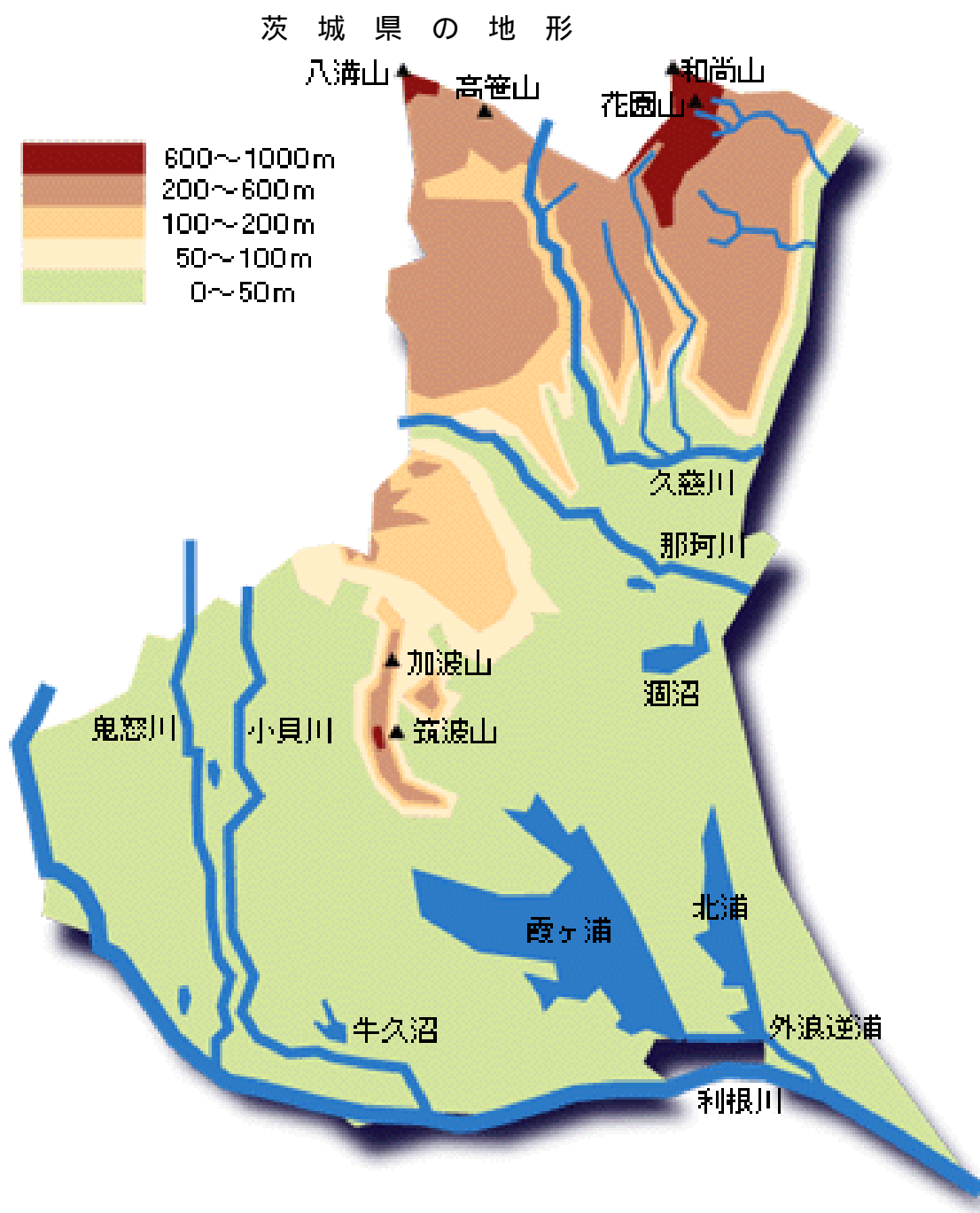
北部から北西部にかけては，南北に阿武隈山地の南端部となる久慈山地・多賀山地の山々と八溝山地の山々が連なり，この間に山田川，里川，久慈川，那珂川とその流域の平地がある。

中央部から南西部にかけては，関東平野の一部である常総平野が広がり，そのなかを小貝川，鬼怒川が流れ，この両河川を合流して最南端を流域面積全国第1位の利根川が東流して，太平洋に注ぎ込んでいる。

南東部は，豊かな水をたたえた全国第2位の湖霞ヶ浦及び北浦を中心とする水郷地帯となっている。

東部は，延長180kmにおよぶ海岸線が延び，茨城港，鹿島港の2つの重要港湾がある。

県の面積は，6,096km²で全国第24位であるが，平坦であるため可住面積は，3,976km²と全国第4位の広さである。



第2節 気候

本県は太平洋側気候区に入り，冬は晴天日が多く乾燥するが，北部山沿いを中心に降雪や積雪も観測される。2月から3月にかけては，南岸低気圧により大雪となる日がある。

初夏を中心に春から秋には北東気流により，しばしば曇天や小雨となる日がある。また，太平洋に面しているため，内陸部の他県に比べて湿度が高く，霧が発生しやすい。

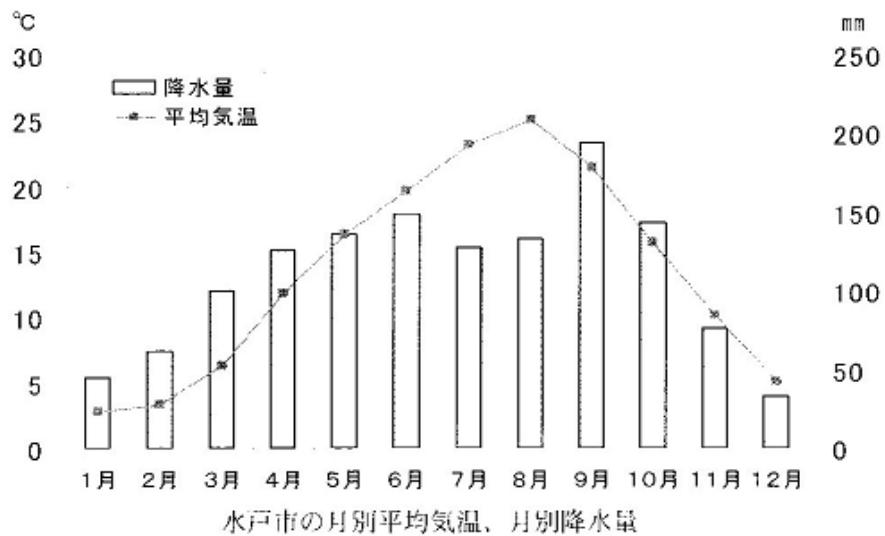
気温は，沿岸部ほど日較差が少なく，平均気温は，北西部の太子町で12.0度，水戸

市で13.4度，南東部の鹿嶋市で14.3度，県西部の古河市で14.2度となっている。

降水量は梅雨期・秋霖期で雨量が多く，年間降水量は1,200から1,600ミリで，北部の山沿いを除き日本の年間降水量より少ない。

風は，夏は海から内陸に向かって東よりの風が吹き，内陸部山沿いほど風が弱い。冬は北よりの風が吹き，風の通り道にあたる利根川沿いと山から直接吹き下りてくる県北部でやや強くなる。

水戸市の月別平均気温，月別降水量（1971～2000年の平均）



資料：水戸地方気象台

第4節 道路の位置等

1 高速道路

常磐自動車道が県土を南北に縦貫しており、南側は守谷市を経て千葉県、東京都に、北側は北茨城市を経て福島県に至っている。

また、北関東自動車道が友部ジャンクションで常磐自動車道と接続し、東側は常陸那珂有料道路等を経てひたちなか市の茨城港常陸那珂港区に至り、西側は桜川市を経て栃木県の東北縦貫自動車道に接続している。

さらに、首都圏中央連絡自動車道がつくばジャンクションで常磐自動車道と接続し、南東側は稲敷市・河内町を経て千葉県の東関東自動車道水戸線に接続し成田空港に至る予定であり、西側は五霞町を経て埼玉県の東北縦貫自動車道に接続する予定である。

そのほか、東関東自動車道水戸線が東京から成田空港を経て潮来市まで開通しており、将来は小美玉市の百里飛行場（茨城空港）近傍を通過して茨城町で北関東自動車道と接続する予定である。

なお、高速道路網については、別冊資料に記載する。

2 主要国道等

県土を南北に国道6号が常磐自動車道と平行して走っており、県都水戸市からは国道50号が西に向かって延びて結城市を経て栃木県に至り、北西へは国道118号で大子町を経て福島県、南東へは国道51号により稲敷市を経て千葉県に至る。

また、県の西端を国道4号が縦貫し、古河市を経て栃木県に至る。

さらに、県の南西部には国道294号が縦貫し、南は取手市で国道6号に接続し、北は筑西市を経て栃木県に至る。

なお、主要な道路網については、別冊資料に記載する。

第5節 鉄道，空港，港湾の位置等

1 鉄道

県内の鉄道は、県内と首都東京とを結ぶJR常磐線及びつくばエクスプレスが大動脈となっているほか、JR各線、私鉄等は次のとおりである。

【鉄道路線一覧】

路線名	始発駅	終着駅	主要通過地
JR常磐線	上野駅 (東京都)	仙台駅 (宮城県)	取手市，土浦市，水戸市， 日立市，北茨城市
JR水戸線	小山駅 (栃木県)	勝田駅 〔ひたちなか市〕	結城市，筑西市，水戸市
JR水郡線	水戸駅 〔水戸市〕	郡山駅 (福島県)	那珂市，常陸大宮市，大子町 支線：常陸太田市
JR東北新幹線	東京駅 (東京都)	八戸駅 (青森県)	古河市〔駅舎なし〕

J R 東北本線	上野駅 (東京都)	青森駅 (青森県)	古河市
J R 鹿島線	佐原駅 (千葉県)	鹿島神宮駅 〔鹿嶋市〕	潮来市
つくばエクスプレス	秋葉原駅 (東京都)	つくば駅 〔つくば市〕	守谷市, つくばみらい市
鹿島臨海鉄道大洗鹿島線	水戸駅 〔水戸市〕	鹿島神宮駅 〔鹿嶋市〕	大洗町, 鉾田市
ひたちなか海浜 鉄道湊線	勝田駅 〔ひたちなか市〕	阿字ヶ浦駅 〔ひたちなか市〕	ひたちなか市
関東鉄道常総線	取手駅 〔取手市〕	下館駅 〔筑西市〕	常総市, 下妻市
関東鉄道竜ヶ崎 線	佐貫駅 〔竜ヶ崎市〕	竜ヶ崎駅 〔竜ヶ崎市〕	竜ヶ崎市
真岡鐵道真岡線	下館駅 〔筑西市〕	茂木駅 (栃木県)	筑西市

注1)〔 〕は県内市町村名, ()は他県名

注2) 各路線の始発及び終着駅は, 相互乗り入れ区間を含む一般的に営業されている駅名を記載しています。

2 空港等

小美玉市に百里飛行場(茨城空港:平成22年3月11日開港)が, また, つくば市に公共用ヘリポートが設置されている。

【空港等施設】

空港等名	施設内容
百里飛行場(茨城空港)	滑走路(長さ2,700m, 幅45m) × 2
つくばヘリポート	陸上ヘリポート(幅30m, 長さ35m)

資料: 県空港対策課

3 港湾

県東部の海岸線に沿って, 茨城港(日立港区, 常陸那珂港区, 大洗港区), 鹿島港の2港湾が重要港湾として整備されており, その主要構造は次のとおりである。

【港湾別主要埠頭】

港湾名	埠頭名	岸壁名	最大けい船能力	水深	延長
茨城港 日立港区 (日立市)	第1埠頭	B岸壁	5,000DWT	7.5m	121m
		C岸壁	5,000DWT	7.5m	130m
		D岸壁	15,000DWT	10m	185m
	第2埠頭	B岸壁	10,000DWT	9m	165m
		C岸壁	5,000DWT	7.5m	130m

	第4埠頭	D岸壁	5,000DWT	7.5m	130m
		C岸壁	5,000DWT	7.5m	130m
		D岸壁	15,000DWT	10m	185m
		E岸壁	30,000DWT	12m	240m
	第5埠頭	A岸壁	5,000DWT	7.5m	130m
		B岸壁	15,000DWT	10m	185m
		C岸壁	15,000DWT	10m	185m
		D岸壁	30,000DWT	12m	240m
茨城港 常陸那珂港区 (ひたちなか市, 東海村)	北埠頭	A岸壁	50,000DWT	14m	280m
		B岸壁	30,000DWT	12m	240m
		C岸壁	10,000DWT	10m	170m
		D岸壁	5,000DWT	7.5m	130m
		E岸壁	5,000DWT	7.5m	130m
		F岸壁	5,000DWT	7.5m	130m
	中央埠頭	A岸壁	5,000DWT	7.5m	130m
		B岸壁	6,500DWT	9m	250m
	南埠頭	C岸壁	5,000DWT	7.5m	260m
茨城港 大洗港区 (大洗町)	第3埠頭	中央東岸壁	5,000DWT	8m	300m
		中央西岸壁	5,000DWT	8m	270m
	第4埠頭	・8m岸壁	8,000DWT	8m	270m
鹿島港 (鹿嶋市, 神栖市)	南公共埠頭	/	15,000DWT	10m	740m
			5,000DWT	7.5m	520m
	北公共埠頭	/	10,000DWT	10m	170m
			10,000DWT	10m	170m
			10,000DWT	10m	170m

注) 最大けい船能力5,000DWT以上の岸壁を記載

資料: 県港湾課

第6節 自衛隊施設等

県内に所在する自衛隊の主要な施設及び部隊は、次のとおりである。

【自衛隊施設一覧】

所在地	施設・主要部隊
ひたちなか市	(陸上自衛隊) 勝田駐屯地 : 施設学校, 施設教導隊
阿見町	(陸上自衛隊) 土浦駐屯地 : 武器学校, 武器教導隊
	(陸上自衛隊) 朝日分屯地 : 関東補給処朝日支処
古河市	(陸上自衛隊) 古河駐屯地 : 第1施設団, 関東補給処古河支処

土浦市	(陸上自衛隊)霞ヶ浦駐屯地 : 関東補給処, 航空学校霞ヶ浦校
小美玉市	(航空自衛隊)百里基地 : 第7航空団, 百里救難隊
水戸市	自衛隊茨城地方協力本部 : 地方協力本部本部

第7節 原子力施設

県内に所在する主な原子力事業所は, 研究施設, 発電施設, 処理施設等と多岐に渡っており, 次のとおりである。

【原子力事業所一覧】

事業所名	主な施設	E P Z()	所在地
(独)日本原子力研究開発機構東海研究開発センター原子力科学研究所	・研究用原子炉「JRR-3」「JRR-4」 「NSRR」 ・燃料サイクル安全工学研究施設 (NUCEF)	約1,500m	東海村
(独)日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター	・材料試験炉(JMTR) ・高温工学試験研究炉(HTTR) ・高速実験炉「常陽」 ・照射装置組立検査施設(IRAF)	約8,000m	大洗町 銚田市
(独)日本原子力研究開発機構東海研究開発センター核燃料サイクル工学研究所	再処理施設 高レベル放射性物質研究施設(CPF) プルトニウム燃料第1~3開発室	約5,000m	東海村
日本原子力発電(株)	東海第二発電所	約10,000m	東海村
三菱原子燃料(株)	加工施設	約500m	東海村 那珂市
ニュークリア・デベロップメント(株)	燃料ホットラボ施設	約500m	東海村
国立大学法人東京大学大学院工学系研究科原子力専攻	東京大学原子炉「弥生」	約100m	東海村
原子燃料工業(株) 東海事業所	加工施設 使用施設	約500m	東海村
日本核燃料開発(株)	ホットラボ施設	約500m	大洗町
(財)核物質管理センター 東海保障措置センター	開発試験棟 新分析棟	約500m	東海村
(独)日本原子力研究開発機構那珂核融合研究所	臨界プラズマ試験装置(JT-60)	-	那珂市

住友金属鉱山(株) エネルギー・環境事業部技術センター	第1～3試験棟	-	東海村
積水メディカル(株) 薬物動態研究所	第1, 3, 4実験棟	-	東海村
(独)放射線医学総合研究所 放射線防護研究センター那珂湊支所	第1, 2研究棟	-	ひたちなか市
東北大学金属材料研究所附属 量子エネルギー材料科学国際研究センター	ホットラボラトリー棟	-	大洗町
(株)ジェー・シー・オー 東海事業所	使用施設	-	東海村
日揮(株) 技術研究所	第2研究棟	-	大洗町
三菱マテリアル(株)エネルギー 事業センター那珂エネルギー開発研究所	開発試験第 , , 棟	-	那珂市
日本照射サービス(株) 東海センター	ガンマ線照射設備, 電子線照射 設備	-	東海村

資料：茨城県地域防災計画(原子力災害対策計画編〔参考資料〕)

- 1 Emergency Planning Zoneの略。防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲。(あらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特定等を踏まえて、その影響の及ぶ可能性のある範囲。)
- 2 EPZについては、原子力事業所において複数の施設がある場合には、各々の施設の防災対策を充実すべき範囲のうち、最大の範囲を記載

第8節 石油コンビナート

鹿嶋市及び神栖市にまたがる鹿島港周辺地区は、石油コンビナート等災害防止法に基づき、鹿島臨海地区石油コンビナート等特別防災区域として、昭和51年に指定されている。

当該区域の面積は約24.1km²、総事業所数は29であり、そのうち第一種事業所が14(うちレイアウト事業所12)、第二種事業所が15となっている。

事業種別は、石油精製業、石油化学業、鉄鋼業など多岐にわたっており、地区内の事業所間において原材料、燃料、電力等の供給が行われるなど、相互に密接な関係を有している。

【鹿島臨海地区石油コンビナート等特別防災区域の概要】

市名	貯蔵・取扱・処理量		特定事業所(2)	
	石油 千kl	高圧ガス 十万Nm ³ /日 (1)	第一種事業所(3) (うちレイアウト事業所) (5)	第二種 事業所 (4)
鹿嶋市	140 (1.9%)	235 (3.1%)	1 (1)	0
神栖市	7,313 (98.1%)	7,279 (96.9%)	13 (11)	15
合計	7,453 (100%)	7,514 (100%)	14 (12)	15

(H21.1.1現在)

- 1 Nm³ : 0 , 1気圧における気体の体積を表す単位。
- 2 特定事業所 : 第一種事業所及び第二種事業所をいう。
- 3 第一種事業所 : 石油コンビナート等特別防災区域(以下『特別防災区域』という。)に所在する事業所のうち、石油の貯蔵・取扱量が1万キロリットル以上、または高圧ガスの処理量が200万立方メートル以上であるもの等をいう。
- 4 第二種事業所 : 特別防災区域に所在する事業所のうち第一種事業所以外のもので、石油の貯蔵・取扱量1,000キロリットル以上のもの、高圧ガスの処理量が20万立方メートル以上のもの、その他、危険物、毒劇物等の貯蔵、取扱または処理量が政令で定める基準以上となるもの等であり、かつ、当該事業所における災害が、特別防災区域における災害の拡大に関し、重要な影響を及ぼすと認められるものをいう。
- 5 レイアウト事業所 : 第一種事業所のうち、石油と高圧ガスの両方を貯蔵、取扱または処理するものをいう。

第5章 県国民保護計画が対象とする事態

この県国民保護計画は、以下の武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

第1節 武力攻撃事態（基第2章第1節）

1 武力攻撃事態の種類

武力攻撃事態として、以下に掲げる事態を想定する。

(1) 着上陸侵攻

ア 特徴

(ア) 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。

(イ) 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。

(ウ) 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすいと考えられる。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。

(エ) 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、原子力施設、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。

イ 留意点

事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃

ア 特徴

(ア) 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、相手もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、行政機関の集中地区、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。

(イ) 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較

的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、原子力施設が攻撃された場合には二次被害の発生も予想され、被害の範囲が拡大するおそれがある。さらに、攻撃手段としてダーティボム（ ）が使用される場合がある。

ダイナマイト等の通常爆発物を用いて放射性物質を飛散させるタイプの兵器。破壊ではなく汚染が目的であり、目標を長期間使用不能にしたり、心理的圧迫を与えることが出来る。

イ 留意点

ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、市町村（消防機関を含む。）と県、県警察、海上保安庁及び自衛隊が連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、知事の緊急通報の発令、知事又は市町村長の退避の指示又は警戒区域の設定など適切な措置を行うことが必要である。

(3) 弾道ミサイル攻撃

ア 特徴

(ア) 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭（ ））を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。

(イ) 通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

Nuclear（核）・Biological（生物）・Chemical（化学）の特性を使用した弾頭

イ 留意点

弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。

(4) 航空攻撃

ア 特徴

(ア) 弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。

(イ) 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを相手国が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインを支える重要施設が目標となることもあり得る。

(ウ) なお、航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。

(工) 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

イ 留意点

攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。

2 N B C 攻撃の特徴

N B C 攻撃の特徴や主な対応は次のとおりである。

(1) 核兵器等 (N : Nuclear)

ア 核攻撃による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能 () による残留放射線によって生ずる。核爆発によって 熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。残留放射線は、爆発時に生じた放射能をもった灰 (放射性降下物) からの放射線と、初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線に区分される。このうち 及び は、爆心地周辺において被害をもたらすが、 の灰 (放射性降下物) は、爆心地付近から降下し始め、逐次風下方向に拡散、降下して被害範囲を拡大させる。このため、熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。

物質に中性子線が放射されることによって、その物質そのものが持つようになる放射能

イ 放射性降下物は、放射能をもった灰であり、爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散、降下するため、放射性降下物による被害は、一般的には熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に拡大することが想定される。放射性降下物が皮膚に付着することによる外部被ばくにより、あるいはこれを吸飲することや放射性降下物によって汚染された飲料水や食物を摂取することによる内部被ばくにより、放射線障害が発生するおそれがある。したがって、避難に当たっては、風下を避け、手袋、帽子、雨ガッパ等によって放射性降下物による外部被ばくを抑制するほか、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護することや汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるとともに、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。また、汚染地域への立入制限を確実に行之、避難の誘導や医療にあたる要員の被ばく管理を適切にすることが重要である。

ウ ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすこと

から、これらに対する対処が必要となる。

(2) 生物兵器 (B : Biological)

ア 生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。

イ 生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。

ウ したがって、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス (疾病監視) により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた、医療活動、まん延防止を行うことが重要である。

(3) 化学兵器 (C : Chemical)

ア 一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下を這うように広がる。また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。

イ このため、国や関係機関との連携の下、原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を適切にして、住民を安全な風上の高台に誘導する等、避難措置を適切にするとともに、汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが重要である。また、化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除くことが重要である。

第2節 緊急処理事態 (基第5章第1節)

緊急処理事態として、以下に掲げる事態を想定する。

1 攻撃対象施設等による分類

(1) 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

ア 事態例

(ア) 原子力事業所等の破壊

(イ) 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破

(ウ) 危険物積載船への攻撃

(エ) ダムの破壊

イ 被害の概要

(ア)原子力事業所が攻撃を受けた場合の主な被害

- ・大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくする。
- ・汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。

(イ)石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設が攻撃を受けた場合の主な被害

- ・爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

(ウ)危険物積載船が攻撃を受けた場合の主な被害

- ・危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。

(エ)ダムが破壊された場合の主な被害

- ・ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。

(2) 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

ア 事態例

(ア) 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破

(イ) 列車等の爆破

イ 被害の概要

大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。

2 攻撃手段による分類

(1) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

ア 事態例

(ア) ダーティボム等の爆発による放射能の拡散

(イ) 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布

(ウ) 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布

(エ) 水源地に対する毒素等の混入

イ 被害の概要

(ア) 放射性物質等

- ・ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。

- ・ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症することもある。

- ・小型核爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様である。

(イ) 生物剤（毒素を含む。）による攻撃

- ・生物剤の特徴については、生物兵器の特徴と同様である。

- ・ 毒素の特徴については、化学兵器の特徴と類似している。
- (ウ) 化学剤による攻撃
- ・ 化学剤の特徴については、化学兵器の特徴と同様である。

(2) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

ア 事態例

- (ア) 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ
- (イ) 弾道ミサイル等の飛来

イ 被害の概要

- (ア) 主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。
- (イ) 攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。
- (ウ) 爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

第2編 平素からの備え

第1章 組織・体制の整備等

第1項 県や市町村等における組織・体制の整備

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための、県の組織及び体制、職員の配置及びサービス基準等については、次のとおりである。

第1節 県の各部局における平素の業務

県の各部局は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、平素からその準備のための業務を行う。

【県の各部局における主要業務】

部局名	平素の業務
部外	<ul style="list-style-type: none">・ 広報広聴に関すること・ 報道機関との連絡に関すること
総務部	<ul style="list-style-type: none">・ 訴訟事務処理の調整に関すること・ 職員の人事に関すること・ 職員の研修に関すること・ 予算措置に関すること・ 県有車両の管理に関すること・ 県税の賦課徴収に関すること
企画部	<ul style="list-style-type: none">・ 交通体系の整備促進に関すること・ いばらきブロードバンドネットワーク及び行政情報ネットワークの運用に関すること
生活環境部	<ul style="list-style-type: none">・ 国民保護に関する業務の総括に関すること・ 各部局間の調整に関すること・ 県国民保護協議会に関すること・ 国民保護に係る関係機関との連絡調整に関すること・ 安否情報の収集体制の整備に関すること・ 通信体制の整備（他部に属するものを除く）に関すること・ 国民保護措置についての訓練に関すること・ 原子力機関との連絡調整に関すること・ 廃棄物の処理に関すること
保健福祉部	<ul style="list-style-type: none">・ 救援体制の整備に関すること・ 防疫体制の整備に関すること・ 備蓄物資に関すること・ 水道水の安全・安定確保に関すること

	<ul style="list-style-type: none"> ・医療体制の整備に関すること ・埋葬及び火葬に関すること
商工労働部	<ul style="list-style-type: none"> ・生活関連施設（ガス施設等）の安全確保に関すること ・危険物（火薬等）の安全確保に関すること ・雇用に関すること
農林水産部	<ul style="list-style-type: none"> ・食料の安定供給に関すること ・家畜の防疫に関すること
土木部	<ul style="list-style-type: none"> ・道路，港湾等輸送施設に関すること ・ダム の安全確保に関すること ・下水道機能の確保に関すること ・住宅の整備に関すること ・土木資材の調達に関すること ・防災機能を有する都市公園の整備に関すること
会計事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・物品の調達に関すること
企業局	<ul style="list-style-type: none"> ・上水道の安定供給に関すること ・工業用水道の安定供給に関すること
病院局	<ul style="list-style-type: none"> ・県立病院に関すること
教育庁	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設の管理に関すること ・児童・生徒の安全確保に関すること ・文化財の保護に関すること
警察本部	<ul style="list-style-type: none"> ・警備体制の整備に関すること ・交通規制に関すること ・治安の維持に関すること

第2節 県職員の参集基準等

1 職員の迅速な確保

県は，武力攻撃災害が発生し，又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため，武力攻撃事態等に対処するために必要な職員を迅速に確保する体制をとる。

2 24時間即応体制

県は，武力攻撃等が発生した場合において，事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため，防災体制とともに職員の当直による24時間即応体制をとる。

3 県の体制及び職員の参集基準等

県は，事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため，下記の体制をとるとともに，その参集基準を定める。

【職員の参集基準】

体制	参集基準	参集人員
連絡配備体制	武力攻撃事態等(緊急処理事態)の認定に繋がる可能性のある事案等に関する情報を入手し、情報収集等の初動対応を行う必要があるとき。	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理監 ・危機管理室職員 ・県地域防災計画(震災編)に定める事前配備1に定める課及び出先機関において連絡調整に必要な人員
危機管理連絡会議体制	情報収集等により危機管理対策本部等の設置検討を行う必要があるとき。	連絡配備体制に加えて <ul style="list-style-type: none"> ・危機管理連絡会議構成員
危機管理対策本部体制	県内において大規模テロや武力攻撃事態等の認定に繋がる事案が発生し、所要の対処措置を実施する必要があるときで、かつ、県国民保護対策本部の設置について国から指定の通知がないとき。	危機管理連絡会議体制に加えて <ul style="list-style-type: none"> ・危機管理対策本部構成員 ・発生した事態に対して的確かつ迅速な国民保護措置が行える人員(職員の2分の1)
国民保護対策本部体制 (緊急処理事態対策本部体制)	県国民保護対策本部(緊急処理事態対策本部)の設置について国の指定の通知を受けたとき。	危機管理連絡会議体制に加えて <ul style="list-style-type: none"> ・県国民保護対策本部構成員 ・県国民保護対策本部事務局員 ・武力攻撃災害に対して的確かつ迅速な国民保護措置が行える人員(職員の2分の1)

4 職員の配備体制の決定

(1) 連絡配備体制

武力攻撃災害の通報又は通知に基づき，危機管理監が決定する。

(2) 危機管理連絡会議体制

武力攻撃災害の情報収集等に基づき，危機管理監が決定する。

(3) 危機管理対策本部体制

大規模テロや武力攻撃事態等が発生した場合，迅速に知事が決定する。

(4) 国民保護対策本部体制（緊急処理事態対策本部体制）

大規模テロや武力攻撃事態等が発生し，県国民保護対策本部の設置について国の指定があった場合，迅速に知事が決定する。

5 職員への連絡手段の確保

(1) 勤務時間中における連絡

庁内放送及び庁内電話等により関係する職員に参集の連絡をする。

(2) 勤務時間外における連絡

県国民保護対策本部員及び事務局職員は，常時，携帯電話を携行して連絡手段を確保する。

第3節 国民の権利利益の救済に係る手続等

1 国民の権利利益の迅速な救済（法第159条ほか）

県は，武力攻撃事態等が発生した場合には，国民保護措置の実施に伴う損失補償，国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の県民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため，県民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。

また，必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより，県民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【県民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。(法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関する事。(法第81条第3項)
	土地等の使用に関する事。(法第82条)
	応急公用負担に関する事。(法第113条第3項)
	車両等の破損措置に関する事。 (法第155条第2項において準用する災害対策基本法第76条の3第2項後段)

実費弁償 (法第159条第2項)	医療の実施の要請等に関する事。(法第85条第1・2項)
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項, 80条第1項, 115条第1項, 123条第1項)
	医療の実施の要請等によるもの(法第85条第1・2項)
不服申立てに関する事。(法第6条, 175条)	
訴訟に関する事。(法第6条, 175条)	

2 県民の権利利益に関する文書の保存

県は、県民の権利利益の救済の手續に関連する文書(公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等)を、県文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、県民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮をする。

県は、これらの手續に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申し立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第4節 市町村及び指定地方公共機関の組織の整備等

市町村は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、常備消防体制との連携を図りつつ当直等の強化(守衛及び民間警備員が当直を行い、速やかに市町村長及び国民保護担当職員へ連絡が取れる体制も含む。)を図るなど、24時間即応可能な体制の整備を行うほか、職員の配置及び参集基準等の整備を行うものとする。

また、国民の権利利益の救済の手續等について迅速な対応ができるよう担当課を定めるなど、体制の整備に努めるものとする。

指定地方公共機関は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、職員の配置等国民保護措置に必要な体制の整備を行うほか、参集基準等の整備を行うものとする。

第2項 関係機関との連携体制の整備

県は、国民保護措置を実施するに当たり、国、他の都道府県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力する。このため、関係機関との連携体制の整備を次のとおり行う。

第1節 基本的考え方

1 防災のための連携体制の活用

県は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対応ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

2 関係機関の計画との整合性の確保

県は、国、他の都道府県、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関の関係連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

3 関係機関相互の意思疎通

県は、「避難」、「救援」等の個別のテーマに関して、関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図る。この場合において、県国民保護協議会等を活用することにより、関係機関の積極的な参加を促進する。

第2節 国の機関との連携

1 指定行政機関等との連携

県は、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、指定行政機関と必要な連携を図る。特に、国との連絡調整の主たる窓口である消防庁や内閣官房等と緊密な連携を図る。

2 防衛省・自衛隊との連携

県は、自衛隊の部隊等の派遣の要請が円滑に実施できるよう、防衛省・自衛隊との連携を図る。

3 指定地方行政機関との連携

県は、その区域に係る国民保護措置が円滑に実施されるよう、関係指定地方行政機関との連携を図る。

第3節 他の都道府県との連携

1 広域応援体制の整備

県は、大規模な武力攻撃災害が発生した場合や武力攻撃災害が長期にわたるような場合に備えて、広域にわたる避難、物資及び資材の提供並びに県の区域を越える救援等を実施するための広域応援体制を整備する。

2 相互応援協定の締結等

県は、県境を越える避難やNBC攻撃による災害への対処などの武力攻撃事態等においても対応できるよう、防災のために締結されている相互応援協定等の内容に関し、必要な見直しを行う等により、広域にわたる避難の実施体制、物資及び資材の供給体制並びに救援の実施体制における相互応援体制を整備する。

この場合において、防災のために締結されている相互応援協定等の内容に関し、必要な見直し等を行ったときは、消防庁を通じて国に情報提供を行う。

【相互応援協定一覧】

協定名称	応援内容	協定の趣旨
震災時等の相互応援に関する協定（関東知事会1都9県）	<ul style="list-style-type: none"> ・物資の提供及び斡旋 ・職員の派遣 ・施設又は業務の提供若しくは斡旋 	地震等による災害又は武力攻撃事態等若しくは緊急対処事態が発生し、発生した都県独自では十分な応急措置を実施できない場合に、災害対策基本法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づき、都県が相互に救援協力し、被災した都県の応急対策及び復旧対策を円滑に実施する。
全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（全国知事会）	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地等における住民の避難、被災者等の救援・救護、武力攻撃災害等への対処及び災害応急 ・復旧対策並びに復興対策に係る人的・物的支援 ・施設若しくは業務の提供又はあっせん 	災害対策基本法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律並びに地方公共団体相互の広域的な連携協力に関する基本指針の内容に基づき、地震等による大規模災害が発生した場合又は武力攻撃事態等若しくは緊急対処事態において、各ブロック知事会で締結する災害時の相互応援協定若しくは国民の保護に関する相互応援協定では被災者等（避難住民及び大規模災害、武力攻撃災害等における被災者をいう。）の避難・救援等の対策が十分に

		実施できない場合，災害が発生した都道府県又は国民の保護のための措置又は緊急対処保護措置を実施するため応援を必要とする都道府県の要請に基づいて，全国知事会の調整の基に行われる広域応援である。
災害時等における福島県，茨城県，栃木県，群馬県及び新潟県五県相互応援に関する協定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急措置に必要な情報収集 ・ 生活必需品等の提供及び斡旋 ・ 被災者の救出等に必要な資材等の提供及び斡旋 ・ 救援等に必要な車両等の派遣及び斡旋 ・ 救援等に必要な職員の派遣等 ・ 被災者の一時収容施設の提供及び斡旋 ・ 被災者のための医療機関等の斡旋 ・ 火葬場の斡旋 ・ ゴミ，し尿処理のための車両及び施設の斡旋 ・ 緊急物資輸送のための空港，港湾の利用及び利用に関する調整 	災害（武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害を含む）が発生し，被災県（避難者（五県以外からの避難者を含む。）を受け入れている県を含む。）単独では十分な応急措置が出来ない場合に，被災県が被災県以外の県に要請する相互応援に関する事項を定める。

3 広域緊急援助隊の充実・強化

県警察は，他の都道府県警察と連携して，広域緊急援助隊が直ちに出勤できるよう，隊員に対する教養訓練を徹底するとともに，招集・出勤体制の確立等必要な体制の整備を図る。

4 近接する都道府県の間での情報共有

広域にわたる避難や救援を行う場合の避難経路，運送手段等に関し，近接する県との間で緊密な情報の共有を図る。

特に，生物剤による攻撃にあつては，県の区域を越える広域的な災害に対応することが重要であるため，保健所，県衛生研究所等の機関は，近接する県の機関等との間で緊密な情報の共有を図る。

5 他の都道府県に対する事務の委託

県は，近接する県に対し，国民保護措置の実施に必要な事務又はその一部を委託する場合に備えて，必要な準備を行う。

第4節 市町村との連携

1 市町村の連絡先の把握等

県は、市町村との緊密な連携を図る。

なお、市町村の連絡先は、別冊資料に掲げるとおりであり、同表の情報は、定期的に最新の情報への更新を行う。

この場合において、特に、避難の指示と避難実施要領の記述内容、救援の役割分担、運送の確保等、県と市町村との間で特に調整が必要な分野における連携に留意する。

2 市町村の行うべき事務の代行（法第14条）

県は、市町村長の行うべき国民保護措置の全部又は一部を市町村長に代わって行う場合に備え、必要に応じ、調整を図る。

3 市町村国民保護計画の協議（第35条第3及び5項）

県は、市町村国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市町村の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

4 市町村間の連携の確保（法第35条第4項）

県は、近接する市町村が相互の市町村国民保護計画の内容について協議するための機会を設けることや、防災のために締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行う際に支援することなどを通じて、市町村相互間の国民保護措置の整合性の確保を図る。

5 消防機関の応援体制の整備

県は、消防機関との間で情報収集体制の構築を図るとともに、消防機関の活動が円滑に行われるよう、消防機関との調整や応援体制の整備を図る。

また、消防機関におけるNBC対応可能な部隊数やNBC対応資機材の所在について、把握する。

6 消防団の充実・活性化の推進

消防団は、避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県は、市町村と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組を積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、県は、市町村と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団参加を促進する。

第5節 指定公共機関等との連携

1 指定公共機関等の連絡先の把握等

県は、指定公共機関等との緊密な連携を図る。

なお、指定公共機関等の連絡先は、別冊資料に掲載し、同表の情報は、定期的に最新の情報への更新を行う。

2 指定地方公共機関国民保護業務計画の報告（法第36条第4項）

県は、指定地方公共機関から報告を受けた国民保護業務計画について、必要な助言を行う。

3 関係機関との協定の締結等

県は、関係機関から物資及び資材の供給について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、必要な連携体制の整備を図る。

第6節 ボランティア団体等に対する支援

1 自主防災組織に対する支援（法第4条第3項）

県は、自主防災組織の核となるリーダーに対しての研修等を通じて自主防災組織の活性化を推進し、その充実をはかるとともに、自主防災組織相互間及び消防団等との間の連携が図れるようにする。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の整備の促進を図る。

2 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援（法第4条第3項）

県は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてその活動が円滑に行われるよう、活動環境の整備を図る。

第3項 通信の確保

県は、武力攻撃事態等において、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための非常通信体制の整備を次のとおり行う。

1 非常通信体制の整備（基第4章第4節2）

県は、国民保護措置の実施に関し、防災無線など非常通信体制、応急対策等重要通信の確保を図るとともに、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁や電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

2 非常通信体制の確保に当たっての留意事項

県は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、情報収集、連絡体制の維持管理を行う。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

(1) 施設及び設備面

ア 非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。

イ 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（地上系、衛星系による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。

ウ 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。

エ 被災現場の状況をヘリコプターテレビ電送システム等により収集し、県対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの適正な管理・運用を図る。

オ 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。

(2) 運用面

ア 夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。

イ 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え，通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した，非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。

ウ 通信訓練を行うに当たっては，地理的条件や交通事情等を想定し，実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で，地域住民への情報の伝達，避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし，訓練終了後に評価を行い，必要に応じ体制等の改善を行う。

エ 無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し，武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに，関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線，消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。

オ 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。

カ 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに，職員担当者が被害を受けた場合に備え，円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。

キ 国民に情報を提供するに当たっては，防災行政無線，広報車両等を活用するとともに，高齢者，障害者，外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い，体制の整備を図る。

3 県警察における通信の確保

県警察は，関東管区警察局等，県及び市町村と連携して非常通信体制の整備，応急対策等重要通信の確保に関する対策を推進する。

4 市町村における通信の確保

市町村は，武力攻撃事態等における警報の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備に努めることとし，既に防災行政無線の整備を行っている市町村においては，デジタル化の推進に努めることとし，通信体制の整備等通信の確保に努めるものとする。

第4項 情報収集・提供等の体制整備

県は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の通知、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行う。このため、情報収集・提供等の体制整備を、次のとおり行う。

第1節 基本的考え方

1 情報収集・提供のための体制の整備（基第4章第4節1）

県は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を確保する。

2 体制の整備に当たっての留意事項（基第4章第4節1）

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保を図る。

3 関係機関における情報の共有（基第4章第4節1）

県は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等を推進する。

4 県警察における体制の整備

県警察は、ヘリコプターテレビ電送システム、交通監視カメラ等その保有する手段を活用して、迅速な情報収集・連絡を可能とする体制を確保する。

第2節 警報等の通知に必要な準備

1 警報等の通知先となる関係機関（法第46条、基第4章第1節1）

武力攻撃事態対策本部長が発令した警報が消防庁から通知されたときに、知事が警報の通知を行う市町村、指定地方公共機関等の関係機関の連絡先、連絡方法等は、別冊資料に掲げる。

2 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

県は、消防庁から警報の通知を受けたときに知事が迅速に警報の伝達を行うこととなる学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、市町村との役割分担も考慮して定め

る。

3 市町村に対する支援

県は、市町村が高齢者、障害者、外国人等に対し適切に警報の伝達を行うため、市町村に対し必要な支援を行うとともに、県警察は、市町村が行う住民に対する警報の伝達が的確かつ迅速に行うため、市町村との協力体制を構築する。

第3節 市町村における警報の伝達に必要な準備（法第47条，基第4章第1節1）

市町村は、知事から警報の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めるものとする。この場合、民生委員や社会福祉施設、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとする。

また、市町村は、警報を通知すべき「その他の関係機関」をあらかじめ市町村国民保護計画に定めるものとする。

第4節 安否情報の収集，整理及び提供に必要な準備（法第94条第2項，基第4章第2節6）

1 安否情報の種類及び報告方法

県が収集する避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報は以下のとおりであり、県が消防庁に安否情報を報告する様式は、武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続きその他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書とする。報告は原則安否情報システムで行うこととし、事態の状況により安否情報システムが利用できない場合は、書面（電子的記録、電磁的記録を含む。）により報告することとする。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

【収集・報告する情報】

1 避難住民（負傷した住民も同様）

氏名

フリガナ

出生の年月日

男女の別

住所

国籍（日本国籍を有しない者に限る。）

その他個人を識別するための情報

負傷（疾病）の該当

負傷又は疾病の状況

現在の居所

連絡先その他必要情報

親族・同居者への回答の希望

知人への回答の希望

親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意

2 死亡した住民

（上記 ～ に加えて）

死亡の日時，場所及び状況

遺体の安置場所

連絡先その他必要情報

上記について，親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答への同意の有無

2 安否情報収集のための体制整備（法第94条第1項，基第4章第2節6）

県は，市町村から報告を受け，又は自ら収集した安否情報を円滑に整理，報告及び提供するため，県における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等をあらかじめ定めるとともに，市町村の行う安否情報の収集を支援するという立場から，市町村の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）を把握する。

3 安否情報の収集のための準備（法第94条第2項，基第4章第2節6）

県は，安否情報の収集について協力を求める可能性のある県が管理する医療機関，諸学校等の所在及び連絡先等について，あらかじめ把握する。（別冊資料に掲載）

また，県国民保護対策本部への安否情報の報告を円滑に行うため，あらかじめ安否情報の報告先等を避難施設の管理者等に周知するとともに，安否情報省令第1条及び第2条に定める安否情報収集様式（様式第1号，第2号）及び安否情報報告書様式第3号の周知徹底を図る。

第5節 市町村における安否情報の収集，整理及び提供に必要な準備

- 1 安否情報の収集，整理，報告及び提供のための準備（法第94条第1項，基第4章第2節6）

市町村は，安否情報を円滑に収集，整理，報告及び提供するため，安否情報の収集，整理及び提供の責任者をあらかじめ定め，必要な研修・訓練を行うものとする。

- 2 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握（法第94条第1項，基第4章第2節6）

市町村は，安否情報の収集を円滑に行うため，医療機関，諸学校，大規模事業所等安否情報を保有し，収集に協力を求める可能性のある関係機関について把握しておくものとする。

第6節 被災情報の収集・報告に必要な準備

- 1 情報収集・連絡体制の整備（法126条第1項，第127条第2項，基第4章第4節1）

県は，24時間当直体制及び危機管理体制により被災情報の収集，整理及び総務大臣への報告等を適時かつ適切に実施する。

- 2 被災情報収集のための準備（法第127条第1項）

市町村は，収集した被災情報を県に報告する場合は資料編に掲載した様式により行うものとする。また，指定地方公共機関にあっても資料編に掲載した様式に準じて県に報告するものとする。

第7節 市町村における被災情報の収集，整理及び報告等に必要な準備

市町村は，被災情報の収集，整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため，あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに，必要な体制の整備に努めるものとする。

第5項 研修及び訓練

県職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、県は、研修及び訓練を次のとおり行う。

第1節 研修

1 県職員に対する研修

県は、危機管理を担当する専門職員を養成するため、国の研修機関の研修課程を有効に活用するとともに、一般の職員に対しても国民保護措置の実施に係る必要な知識を習得するための研修を実施する。

2 消防団員等に対する研修

県は、市町村と連携し、消防団員及び自主防災組織リーダーに対して、国が作成するビデオ教材やe-ラーニング（ ）を活用するなど多様な方法により国民保護措置に関する研修等を行う。

パソコンやコンピューターネットワークなどを利用して教育を行うこと。

3 外部有識者等による研修

県は、職員等の研修の実施に当たっては、国の職員、危機管理に関する知見を有する自衛隊、警察、消防等の職員、学識経験者、テロ動向等危機管理の研究者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

第2節 訓練

1 県における訓練の実施（法第42条第1項）

県は、市町村とともに、国、他の都道府県等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防、県警察、海上保安庁、自衛隊等との連携を図る。

2 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- (1) 県国民保護対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び県対策本部設置運営訓練

- (2) 被災情報・安否情報に係る情報収集訓練及び警報・避難の指示等の通知・伝達訓練
- (3) 避難誘導訓練及び救援訓練

3 訓練に当たっての留意事項

- (1) 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については，国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- (2) 国民保護措置についての訓練の実施においては，住民の避難誘導や救援等に当たり，特に高齢者，障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- (3) 訓練実施時は，第三者の参加を求め，客観的な評価を行うとともに，参加者等から意見を聴取するなど，教訓や課題を明らかにし，国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- (4) 住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ，訓練の普及啓発に資するよう努め，訓練の開催時期，場所等は，住民の参加が容易となるよう配慮する。
- (5) 県は，学校，病院，駅，大規模集客施設，大規模集合住宅，官公庁，事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し，警報の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- (6) 県警察は，道路管理者等関係機関と連携し必要に応じ，標示の設置，警察官による指示等により，区域又は道路の区間を指定して，歩行者又は車両の通行を制限する。

第2章 避難及び救援に関する平素からの備え

県は、国の対策本部長から避難措置の指示及び救援の指示を受けたときは、避難の指示を行うとともに、所要の救援に関する措置を実施する。このため、避難及び救援に関する平素からの備えを、次のとおり行う。

第1節 避難に関する基本的事項（基第4章第1節）

1 基礎的資料の準備

県は、迅速に避難の指示を行うことができるよう、地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等の必要な基礎的資料を常備し、又は別冊資料にとりまとめておく。

【県国民保護対策本部において集約・整理する基礎的資料】

- ・ 地図
- ・ 区域内の人口分布
- ・ 区域内の道路網のリスト
- ・ 輸送力のリスト
- ・ 避難施設のリスト（データベース策定後は、当該データベース）
- ・ 備蓄物資、調達可能物資のリスト
- ・ 生活関連等施設等のリスト
- ・ 関係機関（国、市町村、民間事業者等）の連絡先一覧、協定

2 避難実施要領のパターン作成に対する支援

市町村が避難実施要領のパターンを作成するに当たっては、県は、消防庁が作成するマニュアルも参考にしつつ、必要な助言を行う。この場合において、県警察も避難経路の選定等について必要な助言を行う。

第2節 救援に関する基本的事項（法第76条、78条、85条、基第4章第2節）

1 基礎的資料の準備

県は、迅速かつ適切に救援に関する措置を実施できるよう、収容施設、関係医療機関等のデータベース、備蓄物資のリスト等の必要な基礎的資料を準備し、又は別冊資料にとりまとめておく。

【県国民保護対策本部において集約する基礎的資料】

避難のために集約した資料に加えて、次の資料を基礎資料として特に準備

- ・ 収容施設（避難所（長期避難住宅を含む。）及び応急仮設住宅）として活用できる土地，建物等のリスト
- ・ 小中高等学校，各種学校等のリスト
- ・ 備蓄物資，調達可能物資のリスト
- ・ 関係医療機関のデータベース
- ・ 救護班のデータベース
- ・ 臨時の医療施設として想定される場所等のリスト
- ・ 墓地及び火葬場等のデータベース

2 電気通信事業者との協議

県は、避難住民等に対する通信手段の確保に当たって必要な臨時通信設備の設置に関する条件等について、電気通信事業者と協議を行う。

3 医療の要請方法等

県は、医療関係団体等に対し救護班の派遣要請など、適切な医療の実施を要請する方法をあらかじめ定める。この場合において、医療関係団体の協力を得て、NBC攻撃に伴う特殊な医療の実施が可能な医療関係者を把握し、別冊資料に掲載する。

4 市町村との調整

県は、救援の実施に関する事務の一部を市町村が行う場合に、市町村が行う救援に関する措置の内容、地域等について、関係市町村と調整する。

第3節 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等（基第4章第4節）

県は、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、国と連携して、運送事業者である指定公共機関等関係機関と協議の上、運送ネットワークの形成に努めながら、避難住民の運送及び緊急物資の運送を実施する体制を整備する。

1 運送事業者の輸送力の把握

県は、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する国民保護業務計画の内容の確認や運送事業者や関東運輸局等からの聞き取り等により、運送事業者の輸送力について把握し、下記内容について別冊資料に掲載する。

【把握する輸送力に関する情報】

- ・ 保有車輛等(鉄道，定期・路線バス，船舶，飛行機等)の数，定員
- ・ 本社及び支社の所在地，連絡先，連絡方法 など

2 輸送施設に関する情報の把握

県は，運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関，関東運輸局等の協力を得て，避難住民及び緊急物資の運送を円滑に行う観点から，道路，鉄道等の輸送施設に関する情報について把握し，下記内容について別冊資料に掲載する。

【把握する輸送施設に関する情報】

- ・ 道路 （路線名，起点・終点，車線数，管理者の連絡先等）
- ・ 鉄道 （路線名，終始点駅名，路線図，管理者の連絡先等）
- ・ 港湾 （港湾名，係留施設数，管理者の連絡先等）
- ・ 飛行場 （飛行場名，滑走路の本数，管理者の連絡先等）

3 運送経路の把握等

県は，武力攻撃事態等における避難住民の運送及び緊急物資の運送を円滑に行うため，道路管理者等の協力を得て，適切な運送経路を把握する。

第4節 交通の確保に関する体制等の整備 （法第155条，基第4章第4節）

1 武力攻撃事態等における交通規制計画

県警察は，武力攻撃事態等による交通の混乱を防止し，住民等の避難路及び緊急交通路を確保するための交通規制計画及び交通管制センターの運用計画を策定する。

2 交通管理体制及び交通管制施設の整備

県警察は，武力攻撃事態における広域交通管理体制を整備する。

3 緊急通行車両に係る確認手続

県警察は，武力攻撃事態等において，県公安委員会が行う緊急通行車両に係る確認についての手続を定めるとともに，事前届出・確認制度を整備する。

4 道路管理者との連携

県警察は，交通規制状況等に関する情報を道路利用者に対し積極的に提供できるようにするため，道路管理者と密接に連携する。

第5節 避難施設の指定（法第148条，149条，基第4章第1節）

1 避難施設の指定の考え方

県は，区域の人口，都市化の状況，防災のための避難場所の指定状況等地域の実状を踏まえ，市町村と連携しつつ，避難施設の指定を行う。

2 避難施設の指定に当たっての留意事項

- (1) 避難所として学校，公民館，体育館等の施設を指定するほか，応急仮設住宅等の建設用地，救援の実施場所，避難の際の一時集合場所として公園，広場，駐車場等の施設を指定するよう配慮する。
- (2) 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所としてコンクリート造り等の堅ろうな建築物を指定するよう配慮する。
- (3) 一定の地域に避難施設が偏ることのないよう指定するとともに，できるだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮する。
- (4) 危険物質等の取扱所に隣接した場所，急傾斜地等に立地する施設は避難施設として指定しないよう配慮する。
- (5) 物資等の搬入・搬出及び避難住民等の出入りに適した構造を有するとともに，避難住民等の受け入れ又は救援を行うことが可能な構造又は設備を有する施設を指定するよう配慮する。
- (6) 車両等による物資の供給や避難が比較的容易な場所にある施設を指定するよう配慮する。

3 避難施設の指定手続

県は，避難施設を指定する場合には，施設管理者の同意を文書等により確認する。また，避難施設として指定したとき及び指定を解除したときは，その旨をその施設管理者に対し文書等により通知する。

4 避難施設の廃止，用途変更等

県は，避難施設として指定を受けた施設の管理者に対し，当該施設の廃止又は用途の変更等により，当該施設の避難住民等の受け入れ又は救援の用に供すべき部分の総面積の十分の一以上の面積の増減を伴う変更を加えようとするときは，県に届け出るよう周知する。

5 避難施設データベースの共有化

県は，避難施設の指定後は，国の定める避難施設について把握しておくべき標準的な項目に従って，避難施設の情報を整理するとともに，全国的な共有化（避難施設のデータベース化）を図るため，避難施設の情報をもとに国に報告する。また，避難施設の変更があった場合は，定期的に国に報告する。

なお，避難施設の一覧は，別冊資料に掲載する。

6 市町村及び住民に対する情報提供

県は、市町村による避難実施要領の策定及び避難誘導等を支援するため、避難施設データベースの情報を市町村に提供する。

また、住民に対しても、県警察、市町村、消防等の協力を得ながら、避難施設の場所、連絡先等住民が迅速に避難を行うために必要な情報を周知する。

第6節 動物の保護等（基第4章第1節）

1 特定動物等の逸走対策

(1) 県は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第26条の規定等に基づき、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物（以下「特定動物」という。）等の所有者、飼養状況等について、あらかじめ把握する。

(2) 県は、武力攻撃事態等において、特定動物等が逸走した場合の連絡体制並びに関係機関及び関係地方公共団体との役割分担の明確化や協力体制について、あらかじめ整備する。

2 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(1) 県は、武力攻撃事態等において、所有者等が行う要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の適切な飼養又は保管の活動への支援や動物指導センター等の活用等県が実施する措置に関し、連絡体制の整備や関係機関及び関係地方公共団体との役割分担の明確化や協力体制について、あらかじめ整備する

(2) 県は、武力攻撃事態等において、要避難地域における家庭動物等の保護等を行うためにケージ（おり）等の必要な資材や飼料等の確保に関する取組（関係する企業等の連絡先の把握その他の供給・調達体制の整備等）を行う。

第7節 市町村における避難及び救援に関する平素からの備え（法第61条、76条，基第4章第1節～4節）

1 避難実施要領のパターンの作成

市町村は、県、県警察等の関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成するものとする。この場合において、高齢者、障害者、乳幼児、外国人等の避難方法等について配慮するものとする。

2 輸送体制の整備等

市町村は、武力攻撃事態等における住民の避難について主体的な役割を担うことから、自ら市町村内における住民の避難及び緊急物資の運送に関する体制を整備するとともに、県と連携して市町村内の輸送力、輸送施設に関する情報を把握するものとする。

3 市町村長が実施する救援

市町村は、知事との調整の結果、市町村長が行うこととされた救援に関する措置については、その責務に照らし、迅速に当該救援に関する措置を行うことができるよう必要な事項について定めておくものとする。

第3章 生活関連等施設の把握等

第1項 生活関連等施設の把握等（法第102条，基第4章第3節）

武力攻撃事態等においては，国民生活に関連を有する施設や危険物質等の取扱施設等について，安全の確保に特別に配慮を行う。なお，これらの施設の管理者に対する安全確保の留意点の周知等については，次のとおりである。

第1節 生活関連等施設の把握

1 生活関連等施設の把握

県は，県内に所在する生活関連等施設について，県の保有する情報や所管省庁による情報提供等に基づき，次により把握し，別冊資料に掲載する。

なお，県が管理する生活関連等施設については，平素からの備えを十分に行う。

（記載例）

施設の種類	名称	所在地	管理者	連絡先	危険物質等の内容物	施設の規模
発電所		A市 ×	川 ×男	×××-		kw発電機

【施設の種類】

国民保護法施行令	各号	施設の種類
第27条	1号	発電所，変電所
	2号	ガス工作物
	3号	取水施設，貯水施設，浄水施設，配水池
	4号	鉄道施設，軌道施設
	5号	電気通信事業用交換設備
	6号	放送用無線設備
	7号	水域施設，係留施設
	8号	滑走路等，旅客ターミナル施設，航空保安施設
	9号	ダム
第28条	1号	危険物
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）
	3号	火薬類
	4号	高压ガス
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）
	6号	核原料物質

	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）
	8号	毒劇物（薬事法）
	9号	電気工作物内の高圧ガス
	10号	生物剤，毒素
	11号	毒性物質

2 県警察及び海上保安部長等に対する情報提供

知事は，県警察及び海上保安部長等（海上保安監部，海上保安部，海上保安航空基地及び海上保安署の長をいう。以下同じ。）に対し生活関連等施設に関する情報を提供し，連携を図る。

第2節 生活関連等施設の安全確保の留意点の周知等（法第102条，基第4章第3節）

1 管理者に対する安全確保の留意点の通知

知事は，生活関連等施設の管理者に対し，生活関連等施設に該当する旨及び所管省庁が生活関連等施設の種類ごとに定めた安全確保の留意点（以下「安全確保の留意点」という。）を通知するとともに，県警察及び海上保安部長等と協力し，生活関連等施設の管理者に対して施設の安全確保の留意点を周知させ，併せて関係機関と施設の管理者との連絡網を整備し，別冊資料に掲載する。

この場合において，県は，事業者と協議の上，施設管理の実態に応じた連絡網を構築する。

2 県が管理する生活関連等施設の安全確保

県は，安全確保の留意点に基づき，自ら管理する生活関連等施設の安全確保措置の実施の在り方について定める。

3 管理者に対する要請

県は，生活関連等施設の管理者に対し，安全確保の留意点を踏まえ，既存のマニュアル等を活用しつつ，資機材の整備，巡回の実施など武力攻撃事態等における安全確保措置について定めるよう要請する。この場合において，施設の管理者は，その自主的な判断に基づき，安全確保措置について定めることに留意する。

4 管理者に対する助言

県警察は，知事若しくは生活関連等施設の管理者の求めに応じ，又は生活関連等施設の周辺状況，治安情勢等を勘案し，自ら必要があると認めるときは，安全確保措置の実施に関し必要な助言を行う。

第3節 市町村における平素からの備え（基第4章第3節）

市町村は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

また、市町村は、安全確保の留意点に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定めるものとする。

第2項 県が管理する公共施設等における警戒

県が管理する公共施設等については、テロ等の発生に備えた警戒等の措置を講ずる必要がある。このため、施設管理者である県は、予防対策を次のとおり行う。

県は、その管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、警戒等の措置を実施する。

市町村が管理する公共施設等における警戒についても、県の措置に準じて実施するものとする。この場合において、県警察との連携を図るものとする。

特に、テロ等の発生に備えた警戒等の予防対策としては、来場者確認の徹底等の不審者対策、警察・消防等への定期的巡回依頼と連絡体制の確認、職員及び警備員による見回り・点検、ポスターや館内放送等による利用者への広報啓発などが考えられるほか、施設の種別等に応じた予防対策を講ずることが必要である。

(参考)

平成16年4月27日国土交通省大臣官房危機管理室通知「公共交通機関等におけるテロ対策の強化について」等

第4章 物資及び資材の備蓄，整備

県が備蓄，整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材については，次のとおりである。

第1節 基本的考え方（法第142条，145条，146条，基第4章第7節）

1 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については，従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから，原則として，国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに，武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について，備蓄し，又は調達体制を整備する。

2 国との連携

県は，国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄又は調達体制の整備について，国全体としての対応を踏まえながら，国との密接な連携のもとで対応する。

第2節 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄，整備

1 防災のための備蓄との関係

県は，住民の避難や避難住民等の救援の実施に当たり必要な物資及び資材で，国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることができるものについては，地域防災計画で定められている備蓄品目や備蓄基準等を踏まえ，備蓄又は調達体制を整備する。

2 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については，国がその整備や整備の促進に努めることとされ，また，安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等については，国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており，県としては，国の整備の状況等も踏まえ，国と連携しつつ対応する。

また，県は，県国民保護対策本部の機能を維持するための食料，燃料，自家発電設備，仮眠設備を整備する。

3 国，市町村その他関係機関との連携

県は，国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄，整備について，国，市町村その他関係機関と連携する。

【住民の避難及び避難住民等の救援に必要な物資及び資材の例】

食料，飲料水，被服，毛布，医薬品，仮設テント，燃料 など

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤，天然痘ワクチン，化学防護服，放射線測定装置，
放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具
など

第3節 県が管理する施設及び設備の整備及び点検等

1 施設及び設備の整備及び点検

県は，国民保護措置の実施も念頭におきながら，その管理する施設及び設備について，整備し，又は点検する。

2 ライフライン施設等の代替性の確保

県は，その管理する上下水道，工業用水道等のライフライン施設等について，自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ，系統の多重化，拠点の分散，代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

3 復旧のための各種資料等の整備等

県は，武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため，地籍調査の成果，不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について，既存のデータ等を活用しつつ整備し，その適切な保存を図り，及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第4節 市町村及び指定地方公共機関における物資及び資材の備蓄，整備

市町村及び指定地方公共機関は，県と連携し，国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材について，防災のための備蓄の品目，備蓄量，備蓄場所，物資及び資材の供給要請先等の確実な把握等に努めるとともに，武力攻撃災害において迅速に供給できる体制を整備するものとする。

第5章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護の意義や仕組みについて、広く住民の理解が深まるよう、あらゆる機会を通じ説明を行うことが重要である。このため、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発を、次のとおり行う。

第1節 国民保護措置に関する啓発（法第43条，基第1章）

1 啓発の方法

県は、国や市町村と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、ラジオ、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語等を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

2 防災に関する啓発との連携

県は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら地域住民への啓発を行う。

3 学校における教育

県教育委員会は、文部科学省の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、県立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

第2節 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発（法第98条）

1 住民が取るべき対処等の啓発

県は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市町村長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、県は、わが国に対する弾道ミサイルの飛来の場合や地域においてテロが発生した場合に住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料に基づき、住民に対し周知するよう努める。

2 運転者のとるべき措置の周知徹底

県警察は、武力攻撃事態等において運転者がとるべき措置（車両の道路左側への停止，交通情報の入手，規制区間外への車両の移動，警察官の指示に従うこと等）について，自然災害時の措置に準じて周知徹底する。

第3節 市町村における国民保護に関する啓発

市町村は，県が実施する啓発に準じて，様々な媒体等を活用して住民に対する啓発を行うよう努めるものとし，県国民保護計画に準じて，市町村国民保護計画に必要な事項を定めるものとする。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

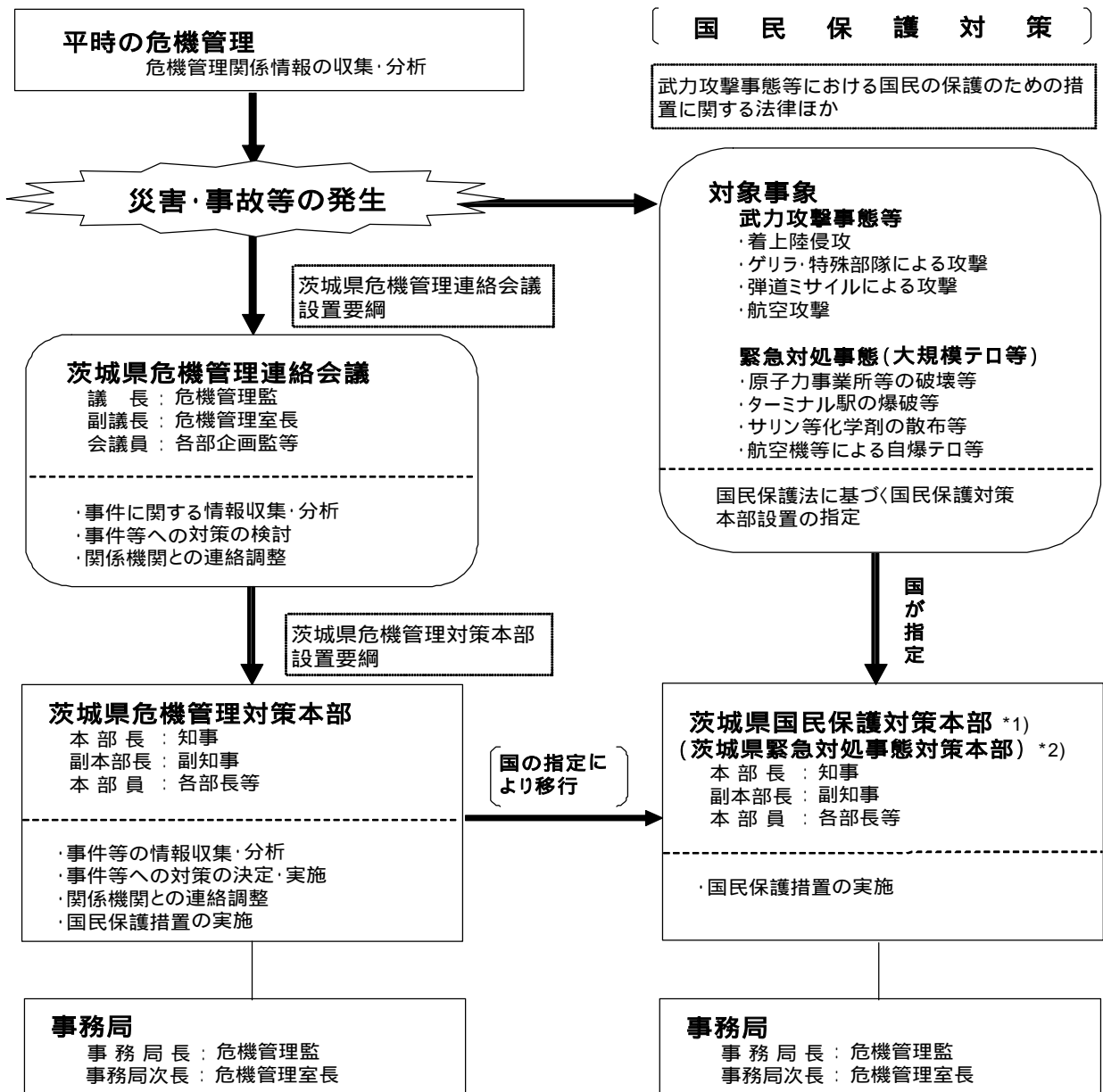
多数の死傷者が発生したり，建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には，当初，その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられる。このため，県は，武力攻撃事態や緊急処理事態の認定が行われる前の段階において，住民の生命，身体及び財産を保護するための初動体制を次のとおり確立する。

第1節 県危機管理対策本部の設置及び初動措置（法第29条第11項，基第3章第2節5）

1 県危機管理対策本部の設置

- (1) 知事は，現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては，県としての確かつ迅速に対処するため，県危機管理対策本部を速やかに設置する。
- (2) 県は，県危機管理対策本部を設置したときは，直ちに事案の発生について，消防庁を經由（県警察本部長においては，警察庁を經由）して国〔内閣官房〕に連絡する。
- (3) 県危機管理対策本部は，県警察，消防，自衛隊等の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め，国，市町村，指定公共機関，指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行う。

茨城県の危機管理体制



* 1) 茨城県国民保護対策本部：武力攻撃事態等の発生時に設置

* 2) 茨城県緊急対処事態対策本部：緊急対処事態（大規模テロ等）の発生時に設置

2 初動措置の実施

県は、県危機管理対策本部において、事態に応じて関係機関により講じられる消防法、警察官職務執行法、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置についての情報を収集・分析し、被害の最小化を図る。

なお、事態認定後においては、危機管理対策本部において、避難の指示等の所要の国民保護措置を実施し、被害の最小化を図る。

3 知事は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、国の関係機関や他の都道府県に対し支援を要請する。

4 県国民保護対策本部を設置すべき県の指定の要請等（法第26条第1項及び第2項）

知事は、県が県国民保護対策本部を設置すべき県の指定が行われていない場合において、県における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、内閣総理大臣に対し、消防庁を経由して県国民保護対策本部を設置すべき県の指定を行うよう要請する。県の区域内の市町村の長から、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定を行うよう要請があった場合も、同様とする。

第2節 国民保護対策本部に移行する場合の調整（基第3章第2節5）

県危機管理対策本部を設置した後に政府において事態認定が行われ、県に対し、県国民保護対策本部を設置すべき県の指定の通知があった場合は、直ちに県国民保護対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、県危機管理対策本部は廃止する。

なお、県国民保護対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置が講じられている場合には、すでに講じられた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行う。

第3節 市町村における初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置（法第29条第11項，基第3章第2節5）

(1) 多数の人を殺傷する行為等の事案を市町村長が把握した場合、市町村は、県に準じた対応をとるものとする。

(2) 市町村が「危機管理対策本部（仮称）」等を設置した後、政府において事態認定が行われ、市町村国民保護対策本部を設置すべき市町村の指定の通知があった場合は、直ちに市町村国民保護対策本部を設置し、「危機管理対策本部（仮称）」等は廃止するものとする。

(3) (2)の場合において、市町村国民保護対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく措置が講じられている場合には、必要な調整を行うものとする。

第2章 県国民保護対策本部の設置等

県国民保護対策本部を設置する場合の手順やその組織、機能等は、次のとおりである。

第1節 県国民保護対策本部の設置（法第25条第2項）

1 県国民保護対策本部を設置する場合には、次の手順により行う。

(1) 県国民保護対策本部を設置すべき県の指定の通知

知事は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）を經由して県国民保護対策本部を設置すべき県の指定の通知を受ける。

(2) 県対策本部員及び県対策本部事務局職員の参集

危機管理監を始めとする県国民保護対策本部事務局職員は、県国民保護対策本部員等に対し、一斉参集システム等の連絡網を活用し、県国民保護対策本部に参集するよう連絡する。

(3) 県国民保護対策本部室の開設

県国民保護対策本部事務局職員は、県庁災害対策本部室に県国民保護対策本部を開設するとともに、県国民保護対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。

(4) 知事による県国民保護対策本部の設置（法第27条第1項）

知事は、県国民保護対策本部を設置すべき県の指定を受けた場合、直ちに県国民保護対策本部を設置する。

知事は、県国民保護対策本部を設置したときは、県議会に県国民保護対策本部を設置した旨を連絡する。

また、県国民保護対策本部付職員は、直ちに、知事の指定した指定地方公共機関に対して、県国民保護対策本部を設置した旨を通知する。

(5) 交代要員等の確保

県は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

(6) 本部の代替機能の確保

県は、県庁が被災した場合等県国民保護対策本部を県庁内に設置できない場合に備え、以下のとおり県国民保護対策本部の予備施設を指定する。

【予備施設の指定】

次に掲げる順位で、県国民保護対策本部の予備施設を指定する。なお、事態時の状況に応じ、知事の判断により下記の順位を変更することを妨げるものではない。

い。

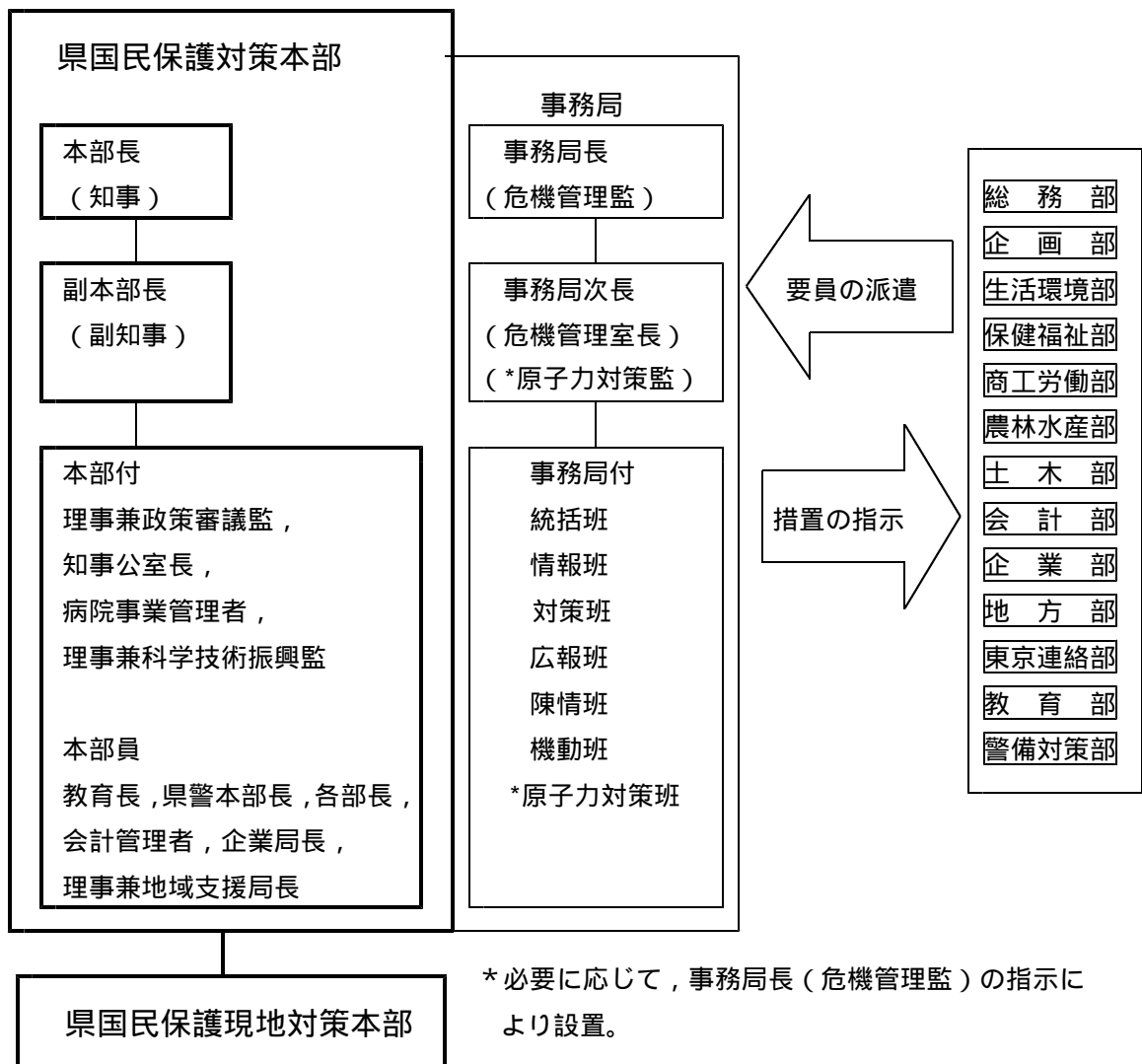
- 〔第1位〕茨城県三の丸庁舎
- 〔第2位〕茨城県水戸合同庁舎
- 〔第3位〕その他の県有施設

また、県の区域を越える避難が必要で、区域内に県国民保護対策本部を設置することができない場合には、避難先地域を管轄する知事と県国民保護対策本部の設置場所について協議を行う。

2 県国民保護対策本部の組織及び機能

県国民保護対策本部の組織及び機能は次のとおりとする。

(1) 県国民保護対策本部の組織及び機能



(2) 県国民保護対策本部事務局の機能

区分	機 能
事務局長	<ul style="list-style-type: none"> 事務局の事務を総括し，所属職員を指揮監督する。
事務局次長	<ul style="list-style-type: none"> 事務局長を補佐し，事務局長に事故があるとき，又は事務局長が欠けたときは，その職務を代理する。
統括班	<ul style="list-style-type: none"> 県国民保護対策本部及び事務局の運営に関すること。 県国民保護対策本部の会議の開催に関すること。 事務局各班間の連絡調整に関すること。 特殊標章等又は身分証明書に関すること。
情報班	<ul style="list-style-type: none"> 武力攻撃及び武力攻撃災害の状況並びに国民の保護のための措置の実施の状況に関する情報並びに被災情報の収集，整理・分析及び伝達に関すること。 防災行政無線等の管理及び運用に関すること。 武力攻撃災害に関する資料の作成に関すること。
対策班	<ul style="list-style-type: none"> 各部間の連絡調整に関すること。 武力攻撃事態等対策本部，市町村国民保護対策本部，指定行政機関，指定地方行政機関，指定公共機関，指定地方公共機関その他関係機関との連絡調整等に関すること。 応援要請に関すること。 国民保護等派遣の要請に関すること。 緊急通報の発令に関すること。 警報の通知に関すること。 住民の避難の検討に関すること。 県の区域を越える避難に関する他県との調整に関すること。 避難の指示に関すること。 避難に関する各部の事務の調整に関すること。 その他事務局長から特に指示されたこと。
原子力対策班	<ul style="list-style-type: none"> 放射線防護対策に関すること。 原子力行政機関及び事業所との連絡調整に関すること。 放射能，気象等の情報に関すること。 派遣原子力専門家及び技術要員に関すること。 放射能又は放射線の対策の企画，連絡及び総合調整に関すること。 防護措置に関すること。
広報班	<ul style="list-style-type: none"> 武力攻撃災害についての一般広報，広聴に関すること。 報道機関への対応に関すること。 被災状況の撮影等に関すること。 住民の問い合わせ窓口の設置及び運営に関すること。 武力攻撃原子力災害時における広報に関する国，市町村との連絡，調整に関すること。

陳情班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政府，国会等への要望及び陳情に関すること。 ・ 国の機関，国会議員等の視察調査に関すること。
機動班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災地における支援活動に関すること。 ・ その他事務局長から特に指示されたこと。

3 県国民保護対策本部における広報等

県は，武力攻撃事態等において，情報の錯綜等による混乱を防ぐために，県民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため，県国民保護対策本部事務局における広報広聴体制を次のとおり整備する。

(1) 広報責任者の設置

広報班長は，武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため，広報責任者として広報を一元的に統括する。

(2) 広報手段

ラジオ・テレビ放送，記者会見，問い合わせ窓口の開設等の広報手段を活用する。（報道機関一覧については別冊資料を参照）

(3) 留意事項

ア 広報の内容は，事実に基づく正確な情報であることとし，また，広報の時期を逸することのないように迅速に対応する。

イ 県国民保護対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性が高い場合は，知事が直接記者会見を行う。

4 県国民保護現地対策本部の設置（法第28条第8項）

知事は，避難住民の数が多き地域等において，市町村国民保護対策本部や指定地方公共機関等との連絡及び調整等をきめ細かく行う必要がある場合等において，県国民保護対策本部の事務の一部を行うため必要があると認めるときは，県国民保護現地対策本部を設置する。

県国民保護現地対策本部長や同本部員は，県国民保護対策本部副本部長，同本部員その他の職員のうちから県国民保護対策本部長が指名する者をもって充てる。

なお，県国民保護現地対策本部については，県の各部局さらには消防，警察，自衛隊等の現地指揮所等とが連携して業務を行えるよう横断的な組織とする。

5 県国民保護対策本部長の権限

県国民保護対策本部長は，県の区域における国民保護措置を総合的に推進するため，各種の国民保護措置の実施に当たっては，次に掲げる権限を適切に行使して，国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

(1) 県の区域内の国民保護措置に関する総合調整（法第29条第1項，第6項）

県国民保護対策本部長は，県の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは，県及び関係市町村並びに関係指定公共機関

及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

また、市町村国民保護対策本部長から総合調整の実施を要請された場合において、必要があると認める場合は、所要の総合調整を行う。

この場合において、県国民保護対策本部長が行う総合調整については、国民保護法の規定に基づき必要な範囲内で行い、市町村並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性及び自立性に配慮する。

(2) 国の対策本部長に対する総合調整の要請（法第29条第4項）

県国民保護対策本部長は、国の対策本部長に対して、指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。

この場合において、総合調整を要請する理由、総合調整に関する機関等、要請の趣旨を明らかにして、消防庁に要請を行う。

(3) 職員の派遣の求め（法第29条第3項）

県国民保護対策本部長は、国民保護措置の実施に関し、指定行政機関又は指定公共機関と緊密な連絡を図る必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長（当該指定地方行政機関がないときは、当該指定行政機関の長）又は当該指定公共機関に対し、その指名する職員の派遣を求める。また、必要があると認めるときは、防衛大臣に対して、その指定する職員の県国民保護対策本部会議への出席を求める。

(4) 情報提供の求め（法第29条第8項）

県国民保護策本部長は、国の対策本部長に対し、県の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

この場合、県国民保護対策本部長は、消防庁を窓口として情報の提供を求める。

(5) 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め 《法第29条第9項》

県国民保護対策本部長は、総合調整を行うに際して、関係機関に対し、県の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

(6) 県警察及び県教育委員会に対する措置の実施の求め（法第29条第10項）

県国民保護対策本部長は、県警察及び県教育委員会に対し、県の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、県国民保護対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにする。

6 県国民保護対策本部の廃止（法第30条）

知事は、内閣総理大臣から県国民保護対策本部を設置すべき県の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、県国民保護対策本部を廃止する。

第2節 現地調整所の設置等

知事は、国民保護措置が実施される現場において、関係機関（市町村、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置（市町村等により現地調整所が設置されている場合は、職員を派遣）し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

第3節 通信の確保

1 情報通信手段の確保

県は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、総合行政ネットワーク（L G W A N）等の固定系通信回線の利用又は特設公衆電話などの臨時回線の設定等により、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

2 情報通信手段の機能確認

県は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

3 通信輻輳により生じる混信等の対策

県は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生じる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

4 市町村における通信の確保

市町村は、県における通信の確保に準じ、通信の確保を行うものとする。

第3章 関係機関相互の連携

県は、国、他の都道府県、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他関係機関と次のとおり相互に連携する。

第1節 国の対策本部との連携

1 国の対策本部との連携

県は、国の対策本部と密接な連携を図る。この場合、原則として、消防庁を通じ、各種の調整や情報共有等を行う。

2 国の現地対策本部との連携

県は、国の現地対策本部が設置された場合は、職員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、国現地対策本部が合同対策協議会を開催する場合は、国民保護措置に関する情報を交換し、各関係機関が実施する国民保護措置について相互に協力するため、職員を出席させる。

第2節 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請

1 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請（法第11条第4項）

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、要請する理由、活動内容を明らかにして、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施を要請する。（要請の窓口については、別冊資料参照）

2 市町村からの措置要請（法第16条第5項）

県は、市町村から国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために、指定行政機関又は指定地方行政機関に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施の要請を行うよう求められたときは、必要に応じて要請を行う。

第3節 自衛隊の部隊等の派遣要請等

1 自衛隊の部隊等の派遣要請等（法第15条第1項、第20条）

(1) 知事は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、防衛大臣に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請する。

この場合、次の事項を記載した文書により行う。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話その他の通信手段により行う（防衛省の連絡窓口については別冊資料参照）。

ア 武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由

- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容 ()
- エ その他参考となるべき事項

想定される自衛隊の国民保護措置の内容は次のとおり。

- ・ 避難住民の誘導（誘導，集合場所での人員整理，避難状況の把握等）
- ・ 避難住民等の救援（食品の給与及び飲料水の供給，医療の提供，被災者の捜索及び救出等）
- ・ 武力攻撃災害への対処（被災状況の把握，人命救助活動，消防及び水防活動，NBC攻撃による汚染への対処等）
- ・ 武力攻撃災害の応急の復旧（危険な瓦礫の除去，施設等の応急復旧，汚染の除去等）

- (2) 知事は，市町村長から，当該市町村の区域に係る国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があるとして要請の求めを受けたときは，その必要性等を総合的に勘案し，防衛大臣に対し，自衛隊の部隊等の派遣を要請する。
- (3) 知事は，国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか，防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも，県国民保護対策本部の連絡員等を通じて緊密な意思疎通を図る。

第4節 他の都道府県に対する応援の要求，事務の委託

1 都道府県間の応援（法第12条）

- (1) 知事は，必要があると認めるときは，応援を求める理由，活動内容等を具体的に明らかにし，他の都道府県に対して応援を求める。
- (2) 県が他の都道府県に対し応援を求めた場合及び求めに応じ応援を実施する場合には，国の対策本部における適切な措置の実施（関係行政機関による措置の実施，総合調整や応援の指示等）に資するため，併せてその内容について消防庁を通じて国の対策本部に連絡を行う。ただし，県公安委員会が，警察法第60条の規定に基づき警察庁又は他の都道府県警察に対して援助の要求をしようとするときは，あらかじめ必要な事項を警察庁に連絡する。

2 事務の一部の委託（法第13条）

- (1) 県が，国民保護措置の実施のため，事務又は事務の一部を他の都道府県に委託するときは，平素からの調整内容を踏まえ，以下の事項を明らかにし委託を行う。
 - ア 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - イ 委託事務に要する経費の支弁の方法，その他必要な事項

- (2) 県は、他の都道府県に対する事務の委託を行った場合、上記事項を告示するとともに、消防庁を通じて、総務大臣に届け出を行うとともに、速やかに県議会に報告する。

第5節 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請（法第11条第4項）

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、県は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り具体的に明らかにする。

第6節 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請（法第29条第3項、第18条）

- 1 県は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。
- 2 県は、1の要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、総務大臣に対し、1の職員の派遣について、あっせんを求める。
- 3 県は、市町村から、当該市町村の区域に係る国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があるとして職員の派遣の要請を受けたときは、その必要性等を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣する。
- 4 県の行政委員会及び委員は、職員の派遣を要請し、又はあっせんを求めようとするときは、あらかじめ、知事に協議する。
- 5 知事は、市町村から職員の派遣についてのあっせんの求めがあったときは、派遣が必要となる職種や派遣の必要性などを総合的に勘案し、必要に応じ、あっせんを行う。

第7節 県の行う応援等

- 1 他の都道府県に対して行う応援等 《法第12条第1項、第13条》

- (1) 県は、他の都道府県から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
 - (2) 県は、他の都道府県から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、公示を行い、消防庁を通じて総務大臣に届け出を行うとともに、速やかに県議会に報告する。
- 2 市町村に対して行う応援等（法第14条、第18条）
- (1) 県は、市町村から国民保護措置の実施に関し応援の求めがあった場合は、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
 - (2) 県は、市町村がその全部又は大部分の事務を実施することができなくなったときは、平素からの調整を踏まえ、当該市町村長が実施すべき国民保護措置の全部又は一部を代わって実施する。
 - (3) 県は、市町村長の実施すべき国民保護措置の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を告示する。
- 3 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等（法第21条第2項）
- 県は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

第8節 ボランティア団体等に対する支援等

- 1 自主防災組織に対する支援（法第4条第3項）

県は、自主防災組織による警報の伝達、避難住民の誘導等の実施に関する協力について、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等、自主防災組織に対する必要な支援を行う。
- 2 ボランティア活動への支援等（法第4条第3項）

県は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、住民からのボランティア活動の希望の適否を判断する。

また、県は、安全の確保が十分であると判断した場合には、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボ

ランティアへの情報提供，ボランティアの生活環境への配慮，避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等におけるボランティアの登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め，その技能等の効果的な活用を図る。

3 民間からの救援物資の受入れ等（基第4章第4節5）

県は，関係機関等の協力を得ながら国民，企業等からの救援物資について受入れを希望するものを把握し，その内容のリスト及び送り先を県国民保護対策本部及び国の対策本部を通じて国民に公表する。また，救援物資の受入れ，仕分け，避難所への配送等の体制の整備を図る。

県が被災地又は避難先地域に該当しない場合は，必要に応じ，救援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに，被災地又は避難先地域のニーズについて広報を行う。

第9節 住民への協力要請（法第4条第1項）

県は，国民保護法の規定により，次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には，住民に対し，必要な援助についての協力を要請する。この場合において，要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- ・ 避難住民の誘導（法第70条）
- ・ 避難住民等の救援（法第80条）
- ・ 消火，負傷者の搬送，被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置（法第115条）
- ・ 保健衛生の確保（法第123条）

第4章 警報及び避難の指示等

第1項 警報の通知及び伝達

武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の迅速かつ的確な通知及び伝達を行うことが極めて重要である。このため、県は、警報の通知及び伝達等を次のとおり行う。

第1節 警報の通知等（基第4章第1節）

1 警報の通知

(1) 知事は、国の対策本部長が発令した警報が消防庁から通知された場合には、直ちに、その内容を第1編第3章第1節「国民保護措置の仕組み」に掲げるところに従って、市町村長、県の執行機関、放送事業者その他の指定地方公共機関、県の関係出先機関、その他の関係機関に通知する。

(2) 知事は、「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に該当する市町村については、特に優先して通知するとともに、その受信確認を行う。

(3) 知事は、放送の速報性から、放送事業者が高い緊急情報の伝達能力を有することにかんがみ、特に、放送事業者である指定地方公共機関に対し、迅速に警報の内容を通知する。

放送事業者である指定地方公共機関は、当該警報の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、警報の内容を速やかに放送することとされている。

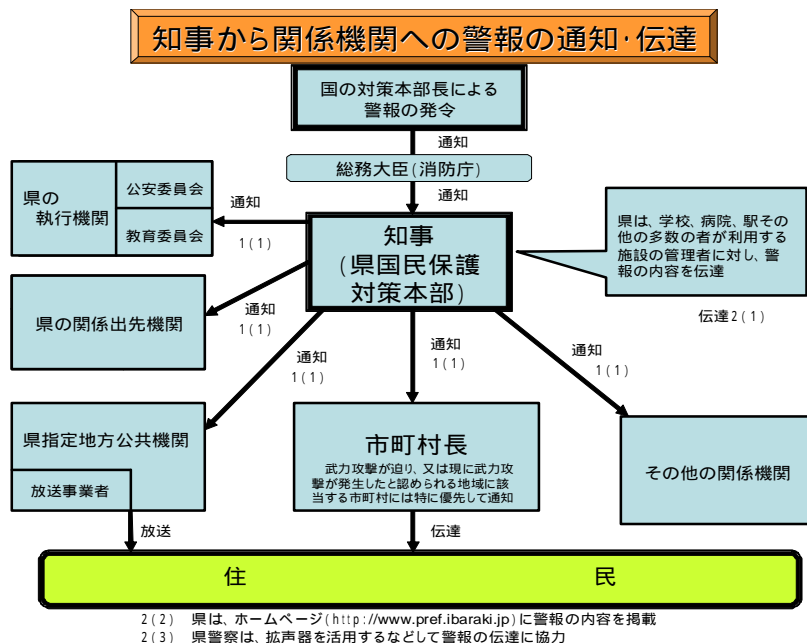
2 警報の伝達等

(1) 県は、学校、病院、駅その他の多数の者が利用する施設の管理者に対し、第2編第1章第4項第2節に掲げるところに従って、警報の内容を伝達する。

(2) 県は、警報の報道発表については速やかに行うとともに、県のホームページ(<http://www.pref.ibaraki.jp>)に警報の内容を掲載する。

(3) 県警察は、市町村と協力して、交番、駐在所、パトカー等の勤務員が拡声器を活用するなどして、警報の内容が的確かつ迅速に伝達する。

知事から関係機関への警報の通知・伝達の仕組みを図示すれば、下記のとおりである。



第2節 市町村長の警報伝達の基準 (基第4章第1節)

- 1 市町村長は、知事から警報の通知を受けたときは、あらかじめ定められた伝達方法(伝達先,手段,伝達順位)により、速やかに住民及び関係のある公私の団体(自治会等の市町村の実情に応じて定めておくもの)に伝達するものとする。
- 2 警報の伝達方法については、当面の間は、現在市町村が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。
 - (1) 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に当該市町村が含まれる場合

この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。
 - (2) 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に当該市町村が含まれない場合
 - ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。
 - イ なお、このことは、市町村長が特に必要と認める場合に、サイレンを使用することを妨げるものではない。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の効果的な方法も検討する。

平成17年7月6日に国が定めた、武力攻撃事態等におけるサイレンのパターン及び音色については、武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したことを明確に認識できる明瞭なものとなっている。なお、当面の間は、同報系防災行政無線で吹鳴できる既存のサイレンを最大音量で使用するものとする。

- 3 市町村長は、その職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努める。この場合においては、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。
- 4 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しない。(その他は警報の発令の場合と同様とする。)

第3節 緊急通報の発令（基第4章第3節）

1 緊急通報の発令

(1) 知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、警報の発令がない場合においても、速やかに緊急通報を発令する。

特に、ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合において、知事は、対処の現場から情報を得た場合には、事態の状況に応じ、迅速に緊急通報の発令を行う。

(2) この場合において、知事は、武力攻撃災害の兆候の通知や県警察、消防機関等からの情報の正確性や事態の緊急性について十分に勘案した上で発令するとともに、住民の混乱を未然に防止するよう留意する。

2 緊急通報の内容

緊急通報の内容は、危急の被害を避ける観点から必要最小限のものとし、明確かつ簡潔なものとする。

【緊急通報の例】

【茨城県A市 海岸付近において、不審なゴムボートが座礁。武装した不審な2～3人組が付近に潜んでいる模様】

- ・ 海岸付近にて銃撃と思われる音が聞こえたとの情報
- ・ 現在、警察・自衛隊等関係機関による調査が行われている。
- ・ 海岸付近に居住する住民は、テレビ・ラジオのスイッチをつけて情報収集を行い、今後の行政の指示を待つこと。
- ・ その他不審者に関する情報等があれば、××1 - 02まで電話すること。

3 緊急通報の通知方法

緊急通報の関係機関への通知方法については、原則として警報の通知方法と同様とする（警報における通知先に加え、関係指定公共機関にも通知する。）

緊急通報において、特定の地域について武力攻撃災害の予測を示した場合は、当該地域が含まれる市町村に対し特に優先して通知するとともに、受信確認を行う。

緊急通報を発令した場合には、速やかに国の対策本部にその内容を報告する。

4 放送事業者である指定地方公共機関による緊急通報の放送

放送事業者である指定地方公共機関は、当該緊急通報の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、緊急通報の内容を速やかに放送することとされている。

第 2 項 避難の指示等

武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、避難に関する措置が極めて重要である。このため、県は、避難の指示等を次のとおり行う。

第 1 節 避難措置の指示（基第 4 章第 1 節）

1 避難措置の指示を受けた場合等の連絡

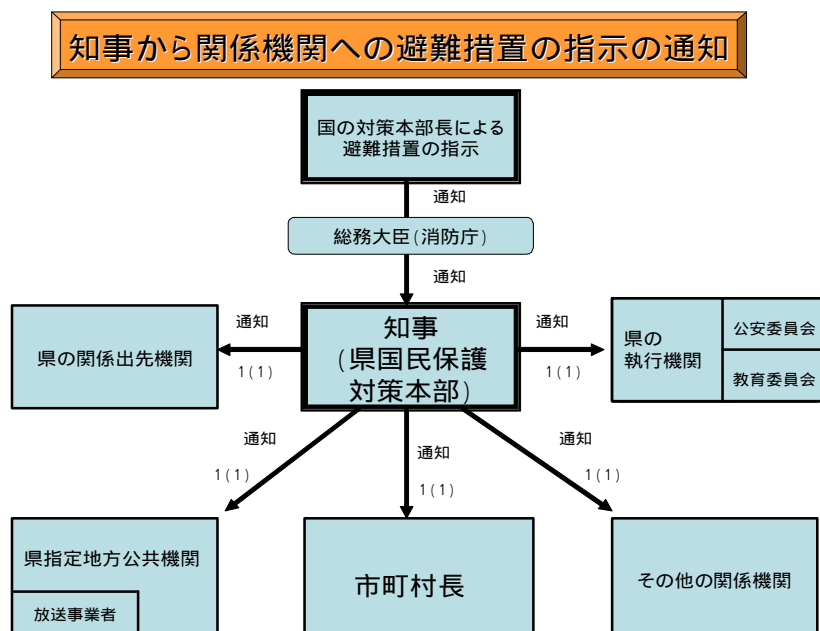
(1) 知事は、消防庁を通じて国の対策本部長による避難措置の指示を受け又は通知を受けた場合には、直ちに、その内容を第 1 編第 3 章第 1 節「国民保護措置の仕組み」に掲げるところに従って、市町村長、県の執行機関、放送事業者その他の指定地方公共機関、県の関係出先機関、その他の関係機関に通知する。

避難措置の指示の内容は、次のとおりである。（法第 5 2 条第 2 項）

- ・ 住民の避難が必要な地域（要避難地域）
- ・ 住民の避難先となる地域（避難先地域。住民の避難の経路となる地域を含む。）
- ・ 関係機関が講ずべき措置の概要

(2) 知事は、要避難地域又は避難先地域に該当する市町村については、特に優先して通知するとともに、その受信確認を行う。

知事から関係機関への避難措置の指示の通知の仕組みを図示すれば、下記のとおりである。



2 避難措置の指示に伴う知事の措置

知事は、避難措置の指示に関して、当該指示を受け又は通知を受けた場合には、それぞれの場合に応じて、それぞれ以下の措置を実施する。

(1) 要避難地域を管轄する場合

避難措置の指示を受け、住民に対する避難の指示

(2) 避難先地域を管轄する場合

避難措置の指示を受け、避難施設の開設や救援の準備等、避難住民の受入れのための措置

(3) 通知を受けた場合（(1)又は(2)以外の場合）

警報の伝達の場合と同様、その内容を関係機関に伝達

3 大規模な着上陸侵攻の場合における避難措置の指示

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、国の総合的な方針として示されることとなる「避難措置の指示」を踏まえて行うことが基本になる。

当該避難措置の指示に際して、国の対策本部長は、指示に先だって、事前に避難対象となる住民数や想定される避難の方法等について、関係都道府県知事から意見聴取を行うこととされており、知事は、国の対策本部長による当該避難措置の指示

が円滑に行えるよう、これらの関連する情報について、消防庁を通じて、国の対策本部長に早急に連絡するものとする。

第2節 避難の指示（基第4章第1節）

1 住民に対する避難の指示

(1) 知事は、避難措置の指示を受けたときに要避難地域を管轄する場合は、当該要避難地域を管轄する市町村長を経由して、当該要避難地域の住民に対し、直ちに避難を指示する。

(2) 知事は、平素において常備し、又は別冊資料にとりまとめた基礎的な資料を参考にしつつ、県国民保護対策本部内に集約された情報をもとに、個別の避難元、避難先の割当、避難の時期、避難経路や輸送手段について総合的に判断し、避難の指示を行う。

【県国民保護対策本部において集約・整理する基礎的資料（前掲）】

第2編第2章第1節1参照。

(3) 避難の指示に際して留意する事項については、次のようなものがある。

ア 要避難地域に該当する市町村毎の避難住民数の把握

- ・ 関係市町村からの最新の情報の入手

イ 避難のための輸送手段の調整

- ・ 運送事業者との対応可能な輸送力や輸送方法についての調整
- ・ 県警察との緊急通行車両の確認に係る調整
- ・ 積雪時において避難経路や交通手段が限定されること等への留意

ウ 主要な避難経路や交通規制の調整

- ・ 県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用等に係る調整
- ・ 道路の状況に係る道路管理者との調整

エ 区域内外の避難施設の状況の確認

- ・ 避難施設のリストに基づき、個別の避難先の候補を選択
(避難施設データベース策定後においては、当該データベースにより条件を検索し、避難施設の候補施設の選定)

オ 国による支援の確認

- ・ 消防庁等を通じて国による支援要請の確認及び調整
- ・ 避難措置の指示に記載された国による措置内容の確認
- ・ 防衛省への支援要請

カ 市町村との役割分担の確認

- ・ 市町村の誘導能力の把握、市町村の支援要望の聴取、広域的な調整

キ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整

- ・ 県国民保護対策本部の自衛隊の連絡員を通じた現場レベルにおける調整
- ・ 国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応
(必要に応じて、当該指針の内容を踏まえた避難指示の内容の変更等の調整)

(4) 要避難地域の拡大設定（法第54条第1項）

要避難地域及び避難先地域は、武力攻撃の現状及び予測を踏まえた国の対策本部における専門的な判断により最終的に決せられることになるが、この場合において、県の地理的特性等にかんがみ、要避難地域に近接する地域の住民の避難が必要な場合には、県の判断により、当該住民へも避難を指示する。

(5) 動物の保護等に関する配慮

県は、武力攻撃事態等において、以下の措置を実施する者の安全の確保に十分配慮して、可能な範囲で、関係機関及び関係地方公共団体と連携協力を図りながら、当該措置の実施に努める。

ア 特定動物等の逸走対策

- ・ 県は、武力攻撃事態等において、特定動物等が逸走した場合は、住民及び避難住民への周知並びに避難誘導を図る。
- ・ 県は、逸走した特定動物等の迅速な捕獲等の必要な措置を行う。
- ・ 県は、逸走した特定動物等により住民及び避難住民に危害が及んだ場合には、迅速な救援活動等を行う。

イ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

- ・ 県は、武力攻撃事態等において、所有者等が行う要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護の支援や負傷した家庭動物等の保護収容を行うとともに、家庭動物等についての相談・助言等の必要な措置を実施する。
- ・ 県は、武力攻撃事態等において、動物の愛護及び避難住民の精神的安定等を図る観点から、所有者等が要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の飼養又は保管を避難所において行う場合には、その活動を支援するとともに、家庭動物等についての相談・助言等必要な措置を実施する。

【避難の指示例】

避難の指示（例）

茨城県知事

月 日 時現在

- 1 本県においては， 日 時に国の対策本部長から警報の通知を受けるとともに， 時に避難措置の指示があった。
要避難地域の住民は，次に掲げる避難の方法に従って，避難されたい。
- 2 本県における住民の避難は，次の方法により行うこと。
 - (1) A市A A地区の住民は，B市B B地区を避難先として， 日 時目途に住人の避難を開始すること（ 時間を目途に避難を完了）
なお，輸送手段及び避難経路は次のとおり。
 - ・ 国道 号によりバス（ 会社， 台確保の予定）
 - ・ 駅より 鉄道（ 行 両編成， 便予定）
 - ・ 時から 時まで，国道 号及び県道 号は交通規制（一般車両の通行禁止）
 - ・ 細部については，A市の避難実施要領による。
 - ・ A市職員の誘導に従って避難する。
 - (2) A市B B地区の住民は，B市C C地区を避難先として， 日 時目途に住人の避難を開始すること（ 時間を目途に避難を完了）
なお，輸送手段及び避難経路は次のとおり。
 - ・ 徒歩により，緊急にD D地区に移動の後，追って指示を待つ。
 - ・ ・ ・ 以下略 ・ ・ ・
- 3 避難の方法に大幅な変更が生じた場合には，この内容について修正を行い，改めて避難の指示を行う。（ ）

関係機関が構すべき措置の概要は，避難措置の指示において明らかに
なることから，必要な範囲でその内容を記載。

避難の指示に大幅な変更を伴う場合は，例えば，次のような場合が考えられる。

- ・ 武力攻撃の現状及び予測が変わり，避難措置の指示の内容に大幅な変更があるような場合
- ・ 当初の避難の見込みから遅れる等，当初の指示の内容を変更することが適当と判断される場合

2 放送事業者である指定地方公共機関による避難の指示の放送

放送事業者である指定地方公共機関は、当該避難の指示の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、速やかに避難の指示の内容について正確かつ簡潔に放送することとされている。

なお、放送事業者である指定地方公共機関による避難の指示の放送については、避難の指示の内容が詳細にわたる場合も考えられることにかんがみ、その迅速な伝達を確保する観点から、避難の指示の内容を逐一すべて放送しなければならないというものではなく、伝えるべき避難の指示の内容の正確さを損なわない限度において、その放送の方法については、放送事業者の自主的な判断にゆだねることとする。

3 県の区域を越える住民の避難の場合の調整

(1) 知事は、県の区域を越えて住民を避難させる必要があるときは、「避難先地域」を管轄する都道府県知事と、あらかじめ次の事項について協議する。

- ・ 避難住民数、避難住民の受入予定地域
- ・ 避難の方法（輸送手段、避難経路）等

(2) この場合において、大規模な着上陸侵攻に伴う避難については、避難措置の指示に当たって国により実質的な調整が図られることから、都道府県間の協議においては、基本的に個別の地域の避難住民の割当等の細部の調整を図る。

(3) 知事は、他の都道府県からの協議を受けた場合には、必要に応じ区域内の市町村と協議を行いつつ、区域内の避難施設の状況や受入体制を勘案し、迅速に個別に受入地域を決定し、協議元の都道府県知事に通知する。この場合において、受入地域を管轄する市町村長及び避難施設の管理者に受入地域の決定を通知する。

(4) 知事は、県の区域を越える避難を円滑に行うため、国の対策本部長による総合調整、内閣総理大臣による指示が行われた場合には、その内容に従い、適切な措置を講ずるものとする。なお、総務大臣から、広域的な観点から必要な意見があり、避難住民の受入れが的確に実施されるよう促された場合は、その勧告の内容に照らして、所要の措置を講ずるものとする。

4 国の対策本部長による利用指針の調整

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、知事は、国の対策本部長による「利用指針」（ ）の策定に係る調整が開始されるように、消防庁を通じて国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。この場合において、知事は、国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、県の意見や関連する情報をまとめる。

武力攻撃事態等において、対処措置等の的確かつ迅速な実施を図るため、対処基本方針に基づき港湾施設、飛行場施設、道路等の利用に関して国の対策本部長が定めることができる指針。

5 避難の指示の国の対策本部長への報告

知事は、避難の指示をしたときは、消防庁を通じて、国の対策本部長にその内容を報告する。

6 避難の指示の通知及び伝達

避難の指示の関係機関への通知方法については、原則として警報の通知方法と同様とする（警報における通知先に加え、関係指定公共機関にも通知する。）。

この場合において、避難先地域を管轄する市町村長に対しては、受入れのための体制を早急に整備できるよう、特に優先して通知するとともに、受信確認を行う。

7 避難施設の管理者への通知

知事は、管理者が避難施設の開設を早急に行うことができるよう、避難先地域の避難施設の管理者に対して、避難の指示の内容を通知する。

なお、避難施設一覧は別冊資料に記載されている。

8 避難の留意事項

(1) 大都市における住民の避難

大都市の住民を実際に避難させる必要が生じた場合、基本指針においては、国の対策本部長は、あらかじめ避難の準備ができる場合を除いて、まず直ちに近傍の屋内施設に避難するよう避難措置の指示を行い、その後の事態の推移に応じて適切な指示を行うなど、混乱発生の防止に努めるものとされている。

知事は、国の対策本部長の避難措置の指示を踏まえ、避難の準備が整っている場合には、避難先地域への避難の指示を行い、それ以外の場合には、屋内への避難の指示を行うとともに、その後の事態の推移に応じた国の対策本部長の指示を待って対応するものとする。

(2) 武力攻撃原子力災害の場合

知事は、国の対策本部における専門的な分析を踏まえて出される避難措置の指示を受けて、避難の指示を行うこととなるが、事態の状況を見て、次のような指示を行うものとする。

- ・ コンクリート屋内等への屋内避難を指示
- ・ 事態の進捗に応じて、他の地域への避難によらなければ相当の被ばくを避けられない場合には、当該避難を指示

(3) N B C 攻撃の場合

知事は、N B C 攻撃の場合の避難においては、避難誘導する者に防護服を着用させる等安全を図るための措置を講ずることや風下方向を避けて避難を行うこと

などに留意して避難の指示を行うものとする。さらに、国の対策本部長は、攻撃の特性に応じた避難措置の指示を行うこととされていることから、知事は、当該避難措置の指示の内容を踏まえ、避難の指示を行うものとする。

第3節 武力攻撃事態の種類に応じた避難の指示

1 着上陸侵攻の場合

(1) 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難は、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となるため、国の総合的な方針としての具体的な避難措置の指示を待つて行うこととすることが適当である。

このため、この場合には、総合的な方針に基づく避難措置の指示を踏まえて、対応することを基本とする。

(2) このため、平素から、かかる避難を想定した具体的な対応を定めておくことは困難であり、今後、国の具体的な指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、必要な対応について、研究・検討を進めていくこととする。

2 ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

(1) 国の対策本部長による避難措置の指示が行われた場合には、知事は、早急に避難の指示を行い、当該要避難地域からの避難を迅速に実施する（この場合において、移動の安全が確保されない場合については、身体への直接の被害を避けるために、屋内に一時的に避難させる旨の避難措置の指示もあり得る）。

(2) ゲリラによる急襲的な攻撃により、国の対策本部長による避難措置の指示を待つてまがない場合には、当該攻撃が行われた現場における被害の状況に照らして、知事は、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定等を行い、危険な地域への一般住民の立入禁止を徹底する。

(3) 知事は、避難住民の誘導に際しては、市町村と警察、海上保安庁、自衛隊の連携が図られるように広域の見地から市町村長の要請の調整を行うとともに、必要な支援を行う。また、住民の避難が円滑に行われるよう、県国民保護対策本部の連絡員等を通じて、避難経路等について、迅速に協議を行う。

(4) 退避の指示について

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目の危険を一時的に避けるため緊急の必要がある場合に、地域の実情に精通している市町村長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものであり、知事にもこの権限が付与されている。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、国の対策本部長による避難措置の指示を待ついとまがない場合もあることから、かかる場合には、知事は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して、付近の住民に退避を指示するものとする。

【避難の指示例】

避難の指示（例）

- ・ 本県においては、ゲリラによる急襲的な攻撃が・・・。
- ・ A A地区の住民については、外出による移動には危険を伴うことから、市町村長による誘導の連絡があるまで、屋内へ一時的に避難すること。
- ・ B B地区の住民については、市町村長による誘導に従い、C C地区へ避難すること。
健全者は、徒歩や自転車等により自力で避難することとし、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者については、バス等により避難すること。

3 弾道ミサイルによる攻撃の場合

(1) 弾道ミサイル攻撃に伴う警報の発令の場合には、当初は屋内避難が指示されることから、警報と同時に、住民を屋内に避難させることが必要である。

このため、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難させる。

なお、国（内閣官房、消防庁）が作成する予定の緊急時に住民が取るべき行動を記載した各種資料について、住民に事前に配布しておくことも検討するものとする。

(2) 着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外に出ることは危険を伴うことから、屋内避難を継続するとともに、被害内容が判明後、国からの避難措置の指示の内容を踏まえ、他の安全な地域への避難を行うなど、避難措置の指示の内容に沿った避難の指示を行う。

(3) 急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

【避難の指示例】

避難の指示（例）

- 1 弾道ミサイル攻撃による警報の発令及び避難措置の指示があったので、住

民は、速やかに、屋内（特に建物の中心部）に避難すること。

その際、できるだけ、近隣の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街などに避難すること。

- 2 次の避難措置の指示が行われるまで、当該屋内に留まるとともに、テレビやラジオその他の手段により、情報の入手に努めること。

（特に、着弾後において、避難措置の指示がある場合）

- 3 要避難地域に該当するA市AA地区の住民は、次に避難の指示の解除があるまで、屋内に留まること。

弾頭の種類は、 剤と考えられることから、・・・

第4節 県による避難住民の誘導の支援等 （基第4章第1節）

1 市町村長の避難実施要領策定の支援

知事は、市町村長から避難実施要領を策定するに当たって意見の聴取を求められた場合には、避難の指示の内容に照らし市町村長が円滑な避難住民の誘導が行えるよう、必要な意見を述べる。この場合において、県警察は、交通規制、避難経路等について、避難住民の効率的な運送や混乱の防止の観点から必要な意見を述べる。

2 市町村長による避難誘導の状況の把握

知事は、避難実施要領の策定後においては、市町村長による避難住民の誘導が避難実施要領に従って適切に行われているかについて、市町村長からの報告、派遣した現地連絡員や避難住民の誘導を行う警察官等からの情報に基づき、適切に状況を把握する。

県警察は、避難実施要領に沿って避難住民の誘導が円滑に行われるよう必要な措置を講ずるとともに、交通規制や混乱の防止、車両・航空機等による情報収集を行うほか、市町村からの要請に基づく所要の措置を講ずる。

3 市町村長による避難住民の誘導の支援や補助

知事は、避難住民の誘導状況を把握した上で、必要と判断する場合には、市町村長に対して食料、飲料水、医療及び情報等の提供を行うなど適切な支援を行う。市町村長からの要請があった場合についても同様とする。

特に、市町村長が県の区域を越えて避難住民の誘導を行う場合や市町村長から要請があった場合には、現地に県職員を派遣して、避難先都道府県との調整に当たらせるなど、その役割に応じた避難住民の誘導の補助を行う。

4 広域の見地からの市町村長の要請の調整

知事は、複数の市町村長から警察官等による避難住民の誘導の要請が競合した場合など避難誘導に係る資源配分について広域的観点から調整が必要であると判断した場合には、それらの優先順位を定めるなど市町村長の要請に係る所要の調整を行う。

また、市町村長から県警察等に連絡が取れない場合などにおいては、警察官等による避難住民の誘導に関して、知事が要請を行う。

5 市町村長への避難誘導に関する指示

知事は、避難の指示の内容に照らして、市町村長による避難住民の誘導が適切に行われていないと判断する場合には、市町村長に対し、避難住民の誘導を円滑に行うべきことを指示する。この場合において、指示に基づく所要の避難住民の誘導が市町村長により行われなるときは、知事は、市町村長に通知した上で、県職員を派遣し、当該派遣職員を指揮して避難住民の誘導に当たらせる。

6 国及び他の地方公共団体への支援要請

知事は、物資の支援及び調整等、避難誘導を円滑に実施させるための措置等を積極的に行うとともに、県のみでは適切な支援及び調整が行えないと判断した場合には、国又は他の地方公共団体に支援を要請する。

7 内閣総理大臣の是正措置に係る対応

知事は、避難住民の誘導に関する措置に係る内閣総理大臣の是正措置が行われた場合は、避難住民の誘導が円滑に行われるよう、市町村長に対する支援、是正の指示、避難住民の誘導の補助等を行う。

8 避難住民の運送の求めに係る調整

知事は、市町村の区域を越えて避難住民の運送が必要となる場合若しくは複数の市町村長による運送の求めが競合した場合又は競合することが予想される場合には、より広域的な観点からそれらの優先順位等を定めるとともに、避難住民の誘導が円滑に行われるよう、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、自ら運送の求めを行う。

知事は、運送事業者である指定地方公共機関による避難住民の運送が円滑に行われていない場合は、避難住民の運送を円滑に行うべきことを当該機関に指示する。当該指示に当たっては、警報の内容等に照らし、当該機関の安全が確保されていることを確認するとともに、安全確保のため、当該機関に対し、武力攻撃の状況についての必要な情報の提供を行う。

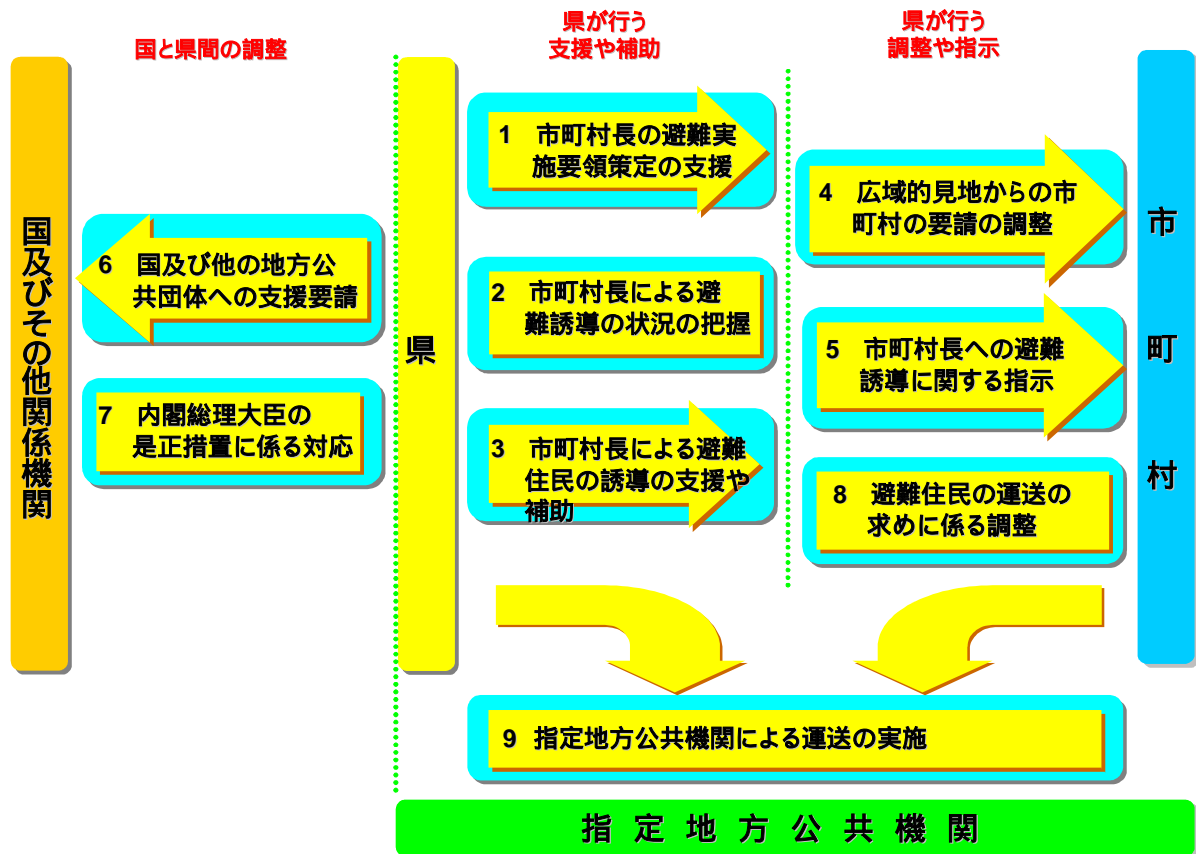
知事は、運送事業者である指定公共機関が運送の求めに応じないときは、国の対策本部長に対し、その旨を通知する。

9 指定地方公共機関による運送の実施

運送事業者である指定地方公共機関は、知事又は市町村長から避難住民の運送の

求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じるものとする。また、武力攻撃事態等において、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、旅客の運送を確保するために必要な措置を講ずる。

県による避難住民の誘導の支援等



第5節 避難実施要領（基第4章第1節）

市町村国民保護計画の基準として避難実施要領に定める項目及び策定の際の留意事項は、次のとおりである。

1 避難実施要領の策定

市町村長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、県、県警察等関係機関の意見を聴きつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考にしてあらかじめ作成した避難実施要領のパターンの中から、的確かつ迅速に避難実施要領を策定する。

なお、避難実施要領に定める事項は次のとおり。

- ・ 避難の経路，避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法，避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・ 避難の実施に関し必要な事項

2 避難実施要領作成の際の主な留意事項

(1) 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、町内会、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

(2) 避難先

避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。

(3) 一時集合場所及び集合方法

避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

(4) 集合時間

避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。

(5) 集合に当たっての留意事項

集合後の町内会内や近隣住民間での安否確認、要避難援護者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

(6) 避難の手段及び避難の経路

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

(7) 市町村職員，消防職団員の配置等

避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係市町村職員、消防職団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。

- (8) 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応
高齢者、障害者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。
- (9) 要避難地域における残留者の確認
要避難地域に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載する。
- (10) 避難誘導中の食料等の支援
避難誘導中に避難住民へ、食料・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるように、それら支援内容を記載する。
- (11) 避難住民の携行品、服装
避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。
- (12) 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等
問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。

【避難実施要領のイメージ】

避難実施要領については、市町村において定められるものであり、本来は市町村国民保護計画に記載されるべき内容であるが、県国民保護計画においても次のような避難実施要領のイメージを記載すると、次のようなものである。

避難実施要領（案）

茨城県A市長
月 日 時現在

1 避難の経路、避難の手段その他避難の方法

A市における住民の避難は、次の方法で行うものとする。

- (1) A市のA1地区の住民は、B市のB1地区にあるB市立B1高校体育館を避難先として、日 時を目途に住民の避難を開始する。

【避難経路及び避難手段】

避難の手段（バス・鉄道・船舶・その他）

バスの場合：A市A1地区の住民は、A市立A1小学校グラウンドに集合する。その際、日 時を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動すること。

集合後は、バス会社の用意したバスにより、国道 号線を利用して、B市立B1高校体育館に避難する。

鉄道の場合：A市A1地区の住民は、鉄道 線AA駅前広場に集合する。その際、日時分を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動し、AA駅までの経路としては、できるだけ国道 号線又はAA通りを使用すること。

集合後は、日時分発B市B1駅行きの電車で避難する。B市B1駅到着後は、B市職員及びA市職員の誘導に従って、主に徒歩でB市立B1高校体育館に避難する。

船舶の場合：A市1地区の住民は、A市A港に、日時分を目途に集合する。その際、日時分を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動すること。集合後は、日時分発B市B1港行きの、汽船が所有するフェリー 号に乗船する。

・・・以下略・・・

(2) A市A2地区の住民は、B市B2地区にあるB市立B2中学校を避難先として、日時分を目途に住民の避難を開始する。

・・・以下略・・・

2 避難住民の誘導の実施方法

(1) 職員の役割分担

避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、市職員等の割り振りを行う。

- ・住民への周知要員
- ・避難誘導要員
- ・市対策本部要員
- ・現地連絡要員
- ・避難所運営要員
- ・水、食料等支援要員 等

(2) 残留者の確認

市で指定した避難の実施時間の後、すみやかに、避難を指示した地区に残留者がいないか確認する。(時間的余裕がある場合は、各世帯に声をかける。)

(3) 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者に対する避難誘導

誘導に当たっては、傷病者、障害者、高齢者、幼児等を優先的に避難誘導する。また、自主防災組織や自治会など地域住民にも、福祉関係者との連携の下、市職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。

3 その他避難の実施に関し必要な事項

(1) 携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。

(2) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履きなれた運動靴を履くようにする。

(3) 避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先は以下のとおりとする。

A市対策本部 担当 山 男

T E L 0 × × - × 52 - × × 51 (内線 × × × ×)

F A X 0 × × - × 52 - × × 52

．．．．以下略．．．

第6節 避難所等における安全確保等 (基第4章第1節)

県警察は、被災後の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所内でのトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺(海上を含む。)におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行い、住民の安全確保、犯罪の予防に努めるほか、多数の者が利用する施設等の管理者に対し必要な要請を行い、当該施設の安全の確保を図る。また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯等の取締りを重点的に行う。

警察署等においては、地域の自主防犯組織等と安全確保に関する情報交換を行うなど連携を保ち、また、住民等からの相談に対応することを通じ、住民等の不安の軽減に努める。

第5章 救援

県と市町村は互いに連携して、避難先地域や被災地において、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するため、救援を次のとおり行う。

第1節 救援の実施

1 救援の実施（法第75条，令9，10）

知事は、国の対策本部長による救援の指示を受けたときは、救援を必要としている避難住民等に対し、関係機関の協力を得て、次に掲げる措置を行う。

ただし、事態に照らし緊急を要し、国の対策本部長による救援の指示を待ついとまがないと認められる場合には、当該指示を待たずに救援を行う。

- (1) 収容施設の供与
- (2) 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- (3) 医療の提供及び助産
- (4) 被災者の搜索及び救出
- (5) 埋葬及び火葬
- (6) 電話その他の通信設備の提供
- (7) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- (8) 学用品の給与
- (9) 死体の搜索及び処理
- (10) 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

2 市町村による救援の実施（法第76条）

知事は、あらかじめ調整した役割分担に沿って、市町村長と緊密に連携して救援を行うとともに、市町村長が当該役割に沿って迅速かつ的確に救援を行っていない場合には、当該救援を行うよう指示する。

この場合において、知事は、市町村長が行う救援の内容及び当該救援を行う期間を市町村長へ通知する。

第2節 関係機関との連携

1 国への要請等（法第86条）

知事は、救援を行うに際して、必要と判断した場合は、国に対して支援を求める。この場合において、具体的な支援内容を示して行う。

厚生労働大臣から他の都道府県の救援の実施について指示があった場合は、応援を行う。

2 他の都道府県知事に対する応援の求め

知事は、救援を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県に応援を求める。

3 市町村との連携（法第76条）

第1節2において市町村が行うこととした救援の実施に関する事務以外の事務について、市町村長は知事の行う救援を補助することとされていることから、県は、市町村と密接に連携する。

4 日本赤十字社との連携（法第77条）

知事は、救援の措置のうち必要とされる措置またはその応援について、日本赤十字社に委託することができる。この場合には、災害救助法に準じた手続により行う。

5 緊急物資の運送の求め等（法第79条）

知事が運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、第3編第4章第2項の第4節の8の「避難住民の運送の求めに係る調整」に準じて行う。

6 指定地方公共機関による緊急物資の運送（法第79条）

指定地方公共機関による緊急物資の運送については、第3編第4章第2項の第4節の9の「指定地方公共機関による運送の実施」に準じて行う。

第3節 救援の内容

1 救援の基準（法第75条，令10）

知事は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。）に基づき救援を行う。

知事は、「救援の程度及び基準」によっては救援の実施が困難であると判断する場合には、厚生労働大臣に対し、特別な基準の設定について意見を申し出る。

2 救援に関する基礎資料

知事は、平素において常備し、又は、別冊資料にとりまとめた基礎的な資料（第2編第2章第2節「救援に関する基本的事項」参照）を参考にしつつ、県国民保護対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

3 救援の内容

知事は、県地域防災計画の県及び市町村の役割分担を基本とし、次の点に留意して救援を実施する。

(1) 収容施設の供与

ア 避難所の開設，運営

- ・ 市町村は、あらかじめ指定されている施設に避難所を開設するものとするが、これら適当な建物を得難いときは、仮小屋又は天幕の設営等野外収容施設を設置するものとする。また、避難所を設置した場合は、その旨を県へ報告するものとする。
- ・ 市町村は、避難所の開設に伴い、職員を各避難所に配置し、自主防災組織・ボランティアとも連携しつつ、あらかじめ策定したマニュアルに基づいて避難所の運営を行うものとする。
- ・ 市町村は、各避難所の状況を早期に把握するよう努めるとともに、仮設トイレの設置等避難所の衛生環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。また、プライバシーの確保等に配慮するものとする。
- ・ 市町村は、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者に対する福祉避難所の設置について配慮するものとする。
- ・ 県は、市町村から要請があった場合又は被害状況から必要と認める場合は、避難所等設置に必要な資材の調達や衛生環境の維持に係る関係機関への協力要請等を行う。

イ 応急仮設住宅

- ・ 県は、関係団体との協定に基づき応急仮設住宅を建設する。また、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者を収容する長期避難住宅等の設置について配慮する。
- ・ 県は、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達が困難な場合には、国等に対し資機材の調達について支援を求めるものとする。

- ・ 県は，市町村の協力を得て入居者の募集，決定を行う。
- ウ 救援施設の必要量の把握
- ・ 県及び市町村は，救援が確実に行われるよう避難情報等を適時適切に入手し，救援施設の必要量の変化を把握する。
- (2) 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ア 炊き出しその他の方法による食品の給与
- ・ 市町村は，あらかじめ定めた食糧供給計画に基づき，避難住民等に対する食糧の調達，供給を行うこととし，必要な食糧の給与が困難な場合は，県に対して支援を要請するものとする。
 - ・ 県は，市町村から要請があった場合又は被害状況から必要と認める場合は，備蓄している食糧を放出し，さらに不足が生じたときは，あらかじめ協力を依頼している食品製造業及び小売業等関係業界から食糧を調達し供給を行う。
 - ・ 県は，あらかじめ指定した広域防災活動拠点を活用し，調達した食糧の集積及び配分を行う。
 - ・ 市町村はあらかじめ定めた食糧の集積地を活用し，調達した食糧の集配を行うものとする。
- イ 応急給水の実施
- ・ 県及び市町村は，給水状況や被害状況など必要な情報を把握し，応急給水を実施する。
 - ・ 県は，市町村から要請があった場合又は被害状況から必要と認める場合は，他の関係機関に支援を要請する。
- ウ 被服，寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ・ 市町村は，あらかじめ定めた生活必需品供給計画に基づき，避難住民等に対する生活必需品の調達，供給を行うこととし，必要な生活必需品の給与が困難な場合は，県に対して支援を要請するものとする。
 - ・ 県は，市町村から要請があった場合又は被害状況から必要と認める場合は，備蓄している毛布等備蓄物資を放出し，さらに不足が生じたときは，あらかじめ協力を依頼している小売業等関係業界から生活必需品を調達し供給を行う。
- エ 物資等の必要量等の把握
- ・ 県は，市町村から避難情報等を適時適切に入手し，物資等の提供対象人数の変化を把握するとともに，必要量の確保が困難な場合には，国等に対し支援を求めるものとする。
- (3) 医療の提供
- ア 医療体制の確保
- ・ 県は，保健福祉部に医療救護に関する窓口を一元化するとともに，被災状況に応じて，被災地域内の主たる保健所に県保健福祉部現地対策本部を設置

し，順次，被災地域外から応援職員を配置する。

- ・ 県，各医療関係団体等は，状況に応じ速やかに医療救護班を編成し，県保健福祉部現地对策本部又は保健所に派遣するよう努めるものとする。
- ・ 市町村は，必要に応じて医療救護班を編成し出動するとともに，災害の種類及び程度により地区医師会に出動を要請するものとする。また，被害の程度により必要と認めるときは，県及び関係機関に協力を要請するものとする。
- ・ 県は，市町村から要請があった場合又は被害状況から必要と認める場合は，県立病院をはじめ国立病院機構，日赤茨城県支部，県医師会等関係団体及び災害拠点病院等に対し協力を要請する。
- ・ 市町村は，学校，集会所等の避難所，病院，市町村保健センター等に医療救護所を設置するものとし，県（被災地保健所）は市町村の要請により，協議して，医療救護所を設置する。

イ 応急医療活動

- ・ 県は，病院等から派遣されてきた医療救護班を県保健福祉部現地对策本部において保健所別に配置調整し，また，被災地保健所において医療救護所等に配置する。
- ・ 県は，医療品，医療資機材，NBC対応資機材等の所在の確認を行うとともに，茨城県医薬品卸業組合に流通備蓄している災害用医薬品等を「緊急備蓄医療品配送フローチャート」により速やかに供給することとし，医薬品等の陸路での供給が困難な場合には，ヘリコプター等による搬送を講じる。

ウ 後方支援活動

- ・ 県は，茨城県救急医療情報コントロールセンターを拠点として，全県域の救急医療施設の応需情報などを収集・提供し，後方医療施設を確保する。
- ・ 県は，国，他の都県等と連携協力し，航空機等を活用して迅速な広域医療搬送体制を確保する。

(4) 被災者の捜索及び救出

- ・ 県及び市町村は，被災者の捜索及び救出について，県警察，消防機関，自衛隊，海上保安庁等の関係機関と連携して実施する。
- ・ 被災情報，安否情報等の情報は関係機関で共有する。

(5) 埋葬及び火葬

- ・ 市町村は，棺の調達，遺体の搬送，火葬・埋葬等の手配を行うものとする。
- ・ 県は，墓地及び火葬場の被災状況，埋葬及び火葬可能能力等を把握するとともに，埋葬及び火葬すべき遺体の所在等について情報を集約する。
- ・ 県は，関係行政機関等と連携して墓地及び火葬場までの遺体の搬送体制を確保する。
- ・ 市町村は，県警察及び海上保安庁等と連携して身元の確認，遺族等への遺体の引渡し等に努めるものとする。
- ・ 県は，国民保護法第122条及び国民保護法施行令第34条の規定に基づき

墓地，埋葬等に関する法律第5条第2項に規定する市町村長以外の市町村長による埋葬又は火葬の許可，同条第1項の許可を得ない埋葬又は火葬等の手続きの特例が定められた場合は，関係市町村に対し墓地，火葬場等の広域的な情報を提供する。

(6) 電話その他の通信設備の提供

- ・ 県は，市町村の協力を得て，収容施設等で保有する使用可能な通信設備等の状況を把握するとともに，電気通信事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関の協力を得て，電話，ファックス，又はインターネット等の利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を設置する。また，聴覚障害者等の通信手段の確保について配慮する。

(7) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

- ・ 市町村は，避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれなくなった後，武力攻撃災害により住宅が半壊し，又は半焼した者で自らの資力では応急修理ができない者に対して，居室，炊事場，便所等日常生活に必要最低限度の部分について現物をもって応急修理を行うものとする。
- ・ 市町村は，資材等が不足した場合は県に調達の協力を求めるものとする。

(8) 学用品の給与

- ・ 県及び市町村は，避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により，学用品をそう失し又はき損し，就学上支障のある小学校児童，中学校生徒及び高等学校等生徒に対し，教科書等の給与を行う。
- ・ 県及び市町村は，児童生徒の被災状況及び学用品の必要量を把握し，その供給体制を確保する。

(9) 死体の搜索及び処理

- ・ 県及び市町村は，避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれなくなった後，武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり，かつ，各般の事情により既に死亡していると推定される者に対し搜索を行う。
- ・ 搜索は，県警察，消防機関及び自衛隊・海上保安庁等の関係機関と連携して実施し，安否情報等の情報は共有化する。
- ・ 県（医療救護班）は，武力攻撃災害の際死亡した者について，死体に関する処理（洗浄，縫合，消毒等の処置及び一時保存，検案）を行う。
- ・ 市町村は，検案等を終えた遺体について，遺体収容所に収容するものとする。

(10) 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石，竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

- ・ 市町村は，避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受け

るおそれがなくなった後，居室，炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に土石，竹木等の障害物が運び込まれているため一時的に居住できない者に対し，その除去を行うものとする。

- ・ 市町村は，当該市町村のみでは処理が困難な場合は，県に対して協力を要請するものとする。
- ・ 県は，市町村から要請があった場合は，小規模な除去については各土木事務所において実施し，大規模な除去は建設業協会等の協力を得ながら実施する。

第4節 医療活動等の実施及び実施する際に特に留意すべき事項

1 医療の提供（基第4章第2節3）

県は，大規模な武力災害により，多数の傷病者が発生している場合及び既存の病院等が破壊され避難住民等十分な医療が提供できない場合に，必要に応じ，臨時の医療施設を開設するとともに，医療救護班を編成し派遣する。

2 医療関係者に対する要請（法第85条，令18）

知事は，大規模な武力攻撃災害が発生した場合において，医療の提供を行うため必要があると認めるときは，医師，看護師，その他の医療関係者（以下「医療関係者」（ ）という。）に対し，医療を行う場所及び期間その他必要な事項を示して，医療を行うよう要請する。

医療関係者：医師，歯科医師，薬剤師，保健師，助産師，看護師，准看護師，診療放射線技師，臨床検査技師，臨床工学技士，救急救命士，歯科衛生士

3 医療関係者に対する指示（法第85条，令18）

知事は，医療関係者が正当な理由がなく医療の実施に係る要請に応じない場合で，医療を提供するために特に必要があると認めるときに限り，医療関係者に対し医療を行うべきことを指示することができる。この場合においては，医療を行う場所，期間その他必要な事項を書面で示す。

4 医療の要請等に従事する者の安全確保

県は，医師，看護師その他の医療関係者に対し，医療を行うよう要請し，又は医療を行うべきことを指示する場合には，当該医療関係者に当該医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により，医療関係者の安全の確保に十分に配慮する。

5 避難住民等への健康への配慮（基第4章第3節7）

県は，環境の変化等から生じる避難住民等の健康不安又は体調の変化を早期に発見するため，市町村と協力して，医療関係者による巡回健康相談等を行う。

6 実施に際する留意事項（基第4章第3節4）

核攻撃等又は武力攻撃原子力災害，生物剤による攻撃，化学剤による攻撃の場合には，それぞれ，下記に掲げる点に留意して医療活動等を実施する。

(1) 核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動

県は、国の協力要請に応じて医療関係者等で構成する医療救護班を編成し、内閣総理大臣により派遣される緊急被ばく医療派遣チームの指導のもと、トリアージ()や汚染・被ばくの程度に応じた医療を実施する。

トリアージ：多数の負傷者等が同時発生した際に、患者の緊急度・重症度に応じ、医療体制・設備を考慮し、治療や搬送先の優先順位を決定すること。

(2) 生物剤による攻撃の場合の医療活動

県は、明らかに異常な感染症の患者の発生を認めた場合には、必要に応じて、国に対する専門家の派遣要請や感染症指定医療機関への移送・入院措置等、当該感染症に対する治療及びまん延防止のため適切な措置を講ずる。

また、県は、国の協力要請があった場合は医療関係者等で構成する医療救護班を編成し、医療活動を行う。

(3) 化学剤による攻撃の場合の医療活動

県は、国の協力要請があった場合は医療関係者等で構成する医療救護班を編成し、医療活動を行う。

第5節 救援の際の物資の売渡し要請等

1 救援の際の物資の売渡し要請等 (法第81条, 令12)

知事は、救援を行うため必要があると認めるときは、救援の実施に必要な物資であって、生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの(以下「特定物資」()という。)について、その所有者に対し、売渡しを要請する。

この場合において、知事は、特定物資の所有者が正当な理由がないのに要請に応じないときは、救援を行うために特に必要があると認めるときに限り、当該特定物資を収用する手続きを行う。

また、知事は特定物資を確保するため緊急の必要があると認めるときは、特定物資の生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者に対して、保管を命ずる。

特定物資：医薬品、食品、寝具、医療機器、その他衛生用品、飲料水、被服その他生活必需品、建設資材、燃料、その他救援の実施に必要な物資として厚生労働大臣が定めるもの

2 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対する要請等 (法第81条)

知事は、必要がある場合は、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、上記1で定める特定物資の売渡し要請等を行うことを要請する。

3 収容施設の供与等のための土地等の使用 (法第82条)

知事は、避難住民等に収容施設を供与し、又は避難住民等に対する医療の提供を行うことを目的とした臨時の施設を開設するため、土地、家屋又は物資(以下「土地等」という。)を使用する必要があると認めるときは、当該土地等の所有者及び占有者に同意を得て、当該土地等を使用に供する。

この場合において、知事は、土地等の所有者及び占有者が正当な理由がないのに同意しないとき、又はその所在が不明であるため、同意を求めることができないときは、特に必要があると認めるときに限り、同意を得ないで当該土地を使用することができる。

4 公用令書の交付（法第83条，令13～16）

1及び2に基づき、特定物資を確保し又は土地等を使用する処分については、知事は、公用令書を交付して行わなければならない。

公用令書を交付すべき相手方、事後交付の手続き等については、国民保護法施行令第13条，第14条，第15条及び第16条の定めによる。

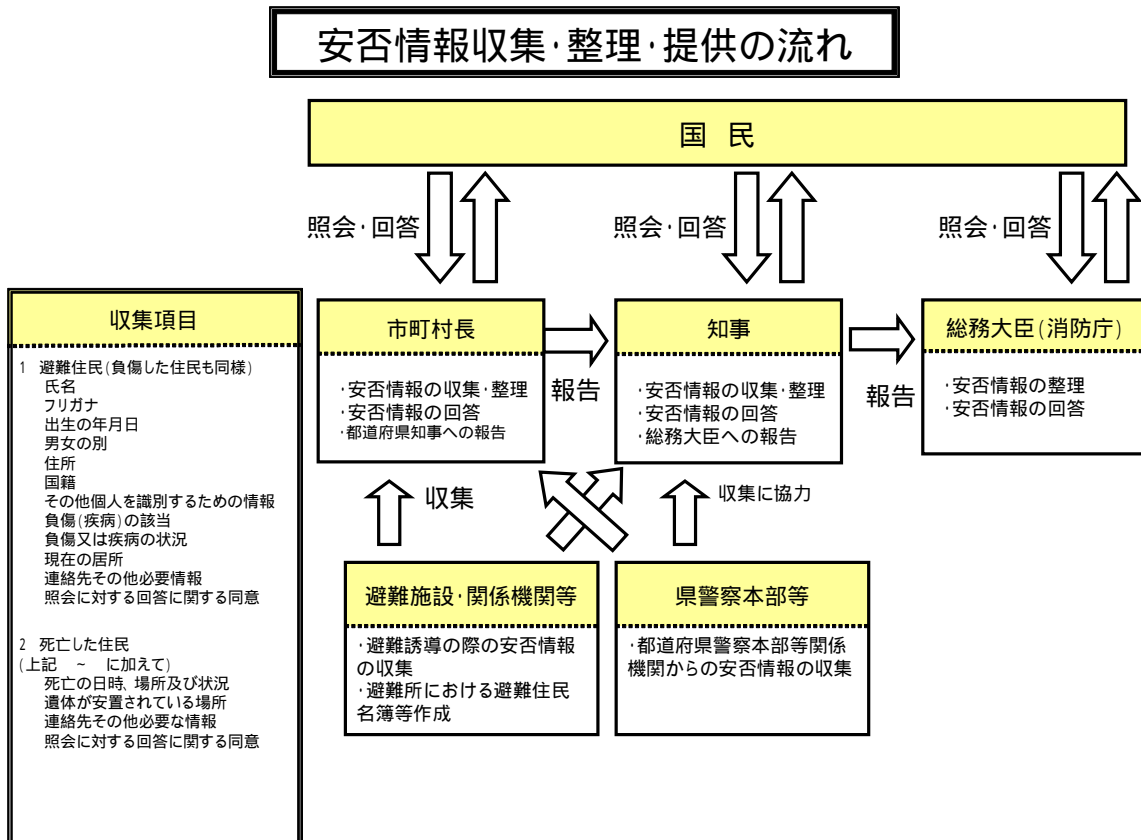
5 立入検査等（法第84条）

知事は、特定物資を収用し、若しくは特定物資の保管を命じ、又は土地等を使用するため必要があるときは、職員をもって土地若しくは家屋又は特定物資を保管させる場所、特定物資若しくは物資の所在する場所に立ち入り、土地、家屋又は特定物資若しくは物資の状況の検査を実施する。

また、知事は、特定物資を保管させたときは、保管を命じた者に対し必要な報告を求め、又は職員をもって特定物資の保管状況の検査を実施する。

第6章 安否情報の収集・提供

安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行う。このため、県は、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答を次のとおり行う。



第1節 安否情報の収集 (法第94条)

1 安否情報の収集

県は、その開設した避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している県が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

2 県警察の通知

県警察は、死体の見分、身元確認、遺族等への遺体の引渡し等を行ったときは、県国民保護対策本部に通知する。

3 安否情報収集の協力要請

県は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を要請する。なお、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものである。

4 安否情報の整理

県は、市町村から報告を受けた安否情報及び自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理する。

第2節 総務大臣に対する報告（法第94条）

県は、総務大臣への報告に当たっては、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、原則として安否情報システムにより消防庁に報告し、事態の状況により安否情報システムが利用できない場合は、電子メールで消防庁に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

第3節 安否情報の照会に対する回答（法第95条）

1 安否情報の照会の受付

- (1) 県国民保護対策本部を設置したときは、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、住民に周知する。
- (2) 住民からの安否情報の照会については、原則として県国民保護対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、メールなどでの照会も受け付ける。
- (3) 様式第4号には、照会をする理由、氏名及び住所（法人等にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに照会に係る者を特定するために必要な事項等記載する。（ただし、口頭、電話による照会にあつては、その内容を聴取する。）

2 安否情報の回答

- (1) 県は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び

武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

(2) 県は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。

(3) 県は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

3 個人の情報の保護への配慮

(1) 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意するとともに、安否情報データの管理を徹底する。

(2) 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、県国民保護対策本部事務局の広報班長が判断する。

第4節 日本赤十字社に対する協力（法第96条）

県は、日本赤十字社茨城県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、第3節2及び3と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第5節 市町村による安否情報の収集及び提供の基準（法第94条～96条）

1 市町村による安否情報の収集

市町村による安否情報の収集は、避難住民の誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市町村が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成する等により行うものとする。

また、市町村は、あらかじめ把握してある医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有している関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を求めるものとする。

2 市町村による安否情報の報告及び照会に対する回答

市町村による安否情報の県への報告及び照会に対する回答は、県に準じて行うものとする。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1項 生活関連等施設の安全確保等

県は、生活関連等施設の重要性にかんがみ、武力攻撃災害への対処を行うに当たり、生活関連等施設の安全確保を次のとおり行う。

第1節 武力攻撃災害への対処の基本的考え方（法第97条）

1 武力攻撃災害への対処

知事は、国の対策本部長から武力攻撃災害への対処について、国全体の方針に基づき所要の指示があったときは、当該指示の内容に沿って、必要な措置を講ずるほか、自らの判断により、武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

2 国の対策本部長への措置要請

知事は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、国の対策本部長に対し、必要な措置の実施を要請する。

3 対処に当たる職員の安全の確保

県は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

第2節 武力攻撃災害の兆候の通報（法第98条）

知事は、武力攻撃に伴って発生する火災や建造物の倒壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者からの直接の通報又は市町村長、消防吏員等からの当該兆候の通知を受けたときは、県警察の協力を得つつ、当該兆候について事実関係の確認を行い、必要があると認めるときは、適時に、消防庁を通じて、国の対策本部長に通知する。また、兆候の性質により、必要な関係機関に対し通知する。

第3節 生活関連等施設の安全確保（法第102条）

知事は、生活関連等施設が、国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるものであり、また、安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設であることにかんがみ、その安全確保について必要な措置を講ずる。

1 生活関連等施設の状況の把握

県は、県国民保護対策本部を設置した場合は、関係機関及び生活関連等施設の管理者との連絡体制を確保する。

知事は、区域内の生活関連等施設について、警報、避難措置の指示の内容その他の情報を踏まえて、当該施設の安全に関連する情報、各施設における対応状況等について、当該施設の管理者、所管省庁、県警察、海上保安庁と連携して、必要な情報の収集を行うとともに、関係機関で当該情報を共有する。

この場合において、知事は、安全確保の留意点に基づき、所要の措置が講じられているか否かについて確認をする。（別冊資料参照）

【施設の安全確保に関する確認事項】（イメージ）

施設名	施設の安全確保に関する確認事項
	<p>(チェック例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警備員の人数を増加させる等、警備強化を行ったか？ ・監視カメラが適切に作動しているか確認したか？ <p style="text-align: right;">など</p> <p style="text-align: center;"> { 内閣官房主導の下で各省庁が定める「安全確保の留意点」に従って項目を記載。 } </p>

2 施設管理者に対する措置の要請

知事は、情報収集の結果に基づき、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該施設の管理者に対して、安全確保のために必要な措置（施設の巡回の実施、警備員の増員、警察との連絡体制の強化等による警備の強化、防災体制の充実等）を講ずるよう要請する。この場合において、安全確保のために必要な措置を的確かつ安全に実施するために必要な情報を、施設の管理者に対し随時十分に提供すること等により、当該管理者及びその他当該施設に従事する者等の安全の確保に十分配慮する。

県警察は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

なお、緊急の場合においては、生活関連等施設の所管省庁が当該要請を行うこと

がある。

3 県が管理する施設の安全の確保

知事は、県が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、知事は、県警察、消防機関その他の行政機関に対し、必要な場合には、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の県が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

4 立入制限区域の指定の要請

知事は、安全確保のため必要があると認めるときは、県公安委員会又は海上保安部長等に対し、立入制限区域の指定を要請する。

この場合において、原子力施設、石油コンビナート等大規模な危険物質等取扱所、ダムについては、速やかに要請するものとし、発電所、駅等については、情勢により施設が何らかの攻撃を受ける可能性があるると判断される場合など危険が切迫している場合において、速やかに要請する。

また、県公安委員会は、知事から要請があったとき、又は事態に照らして特に必要があると認めるときは、生活関連等施設の敷地及びその周辺の区域を立入制限区域として指定する。

なお、県公安委員会は、速やかに、その旨を生活関連等施設の管理者に通知する。

立入制限区域について

(1) 範囲

県公安委員会又は海上保安部長等が設定（生活関連等施設の特性及び周辺の地域の状況を勘案しつつ、生活関連等施設の安全確保の観点から合理的に判断して、立入りを制限し、禁止し、又は退去を命ずる必要があると考えられる区域）

(2) 告示等

県公安委員会又は海上保安部長等は、立入制限区域を指定したときは、県報や新聞への掲載、テレビ、ラジオ等を通じた発表等により公示する。また、現場においては、警察官又は海上保安官が可能な限り、ロープ、標示の設置等によりその範囲、期間等を明らかにする

(3) 効果

警察官又は海上保安官により、当該区域への立入りを制限、禁止、退去命令

5 国の対策本部との緊密な連携

知事は、武力攻撃災害が著しく大規模である場合やその性質が特殊であるような場合においては、消防庁を通じて、国の対策本部長に対して、必要な措置の実施を要請する。

このため、知事は、県警察等と連携しながら、武力攻撃災害の状況を見極めつつ、

講じている措置の内容，今後必要と考えられる措置，国において講ずべき措置等の情報を迅速に把握する。

6 国の方針に基づく措置の実施

生活関連等施設の安全確保のために国全体として万全の措置を講ずべきであるとして，内閣総理大臣が関係大臣を指揮して措置を講ずることとした場合には，知事は，内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁の活動内容について，消防庁を通じて国の対策本部から必要な情報を入手するとともに，当該方針を踏まえつつ，国と連携して，周辺住民の避難等の措置を講ずる。

この場合において，措置を行っている現場における各機関の活動の調整が円滑に行われるよう，その内容を関係機関に速やかに伝達する。

第4節 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除 (法第103条)

1 危険物質等に関する措置命令

知事は，既存の法令に基づく規制措置を講ずるほか，緊急に必要があると認めるときは，当該措置に加えて，危険物質等の取扱者に対し，次の(1)から(3)の措置を講ずべきことを命ずる。

(1) 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限

(2) 危険物質等の製造，引渡し，貯蔵，移動，運搬又は消費の一時禁止又は制限

(3) 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

なお，既存の法令に基づく措置と(1)から(3)の措置との対応関係は次頁「危険物質等の種類及び知事が命ずることのできる措置一覧」のとおりである。

2 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

知事は，危険物質等の取扱者に対し，必要があると認めるときは，警備の強化を求めるほか，1の(1)から(3)の措置を講ずるために必要があると認める場合は，危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

【危険物質等の種類及び知事が命ずることのできる措置一覧】

下欄の1号，2号，3号は，それぞれ下記に掲げる措置を意味する。

1号 取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限

2号 製造，引渡し，貯蔵，移動，運搬又は消費の一時禁止又は制限

3号 所在場所の変更又はその廃棄

下欄の は，国民保護法第103条第3項により当該措置の権限が与えられていることを意味し，それ以外の記述は，当該措置の権限を与えている既存の個別法を意味する。

物質の種類	区分	措置		
		1号	2号	3号
消防法第二条第七項の危険物（同法第九条の四の指定数量以上のものに限る。）	消防法第十一条第一項第一号の消防本部等所在市町村以外の市町村の区域に設置される製造所，貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は移送取扱所（二以上の都道府県の区域にわたって設置されるもの及び一の消防本部等所在市町村の区域のみに設置されるものを除く。）において貯蔵し，又は取り扱うもの	消防法第12条の3		
毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）第二条第一項の毒物及び同条第二項の劇物（同法第三条第三項の毒物劇物営業者，同法第三条の二第一項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）	毒物及び劇物取締法第四条第一項の登録を受けた者が取り扱うもの（都道府県知事が当該登録の権限を有する場合） 毒物及び劇物取締法第三条の二第一項の特定毒物研究者又は前条第二号に掲げる物質を業務上取り扱う者が取り扱うもの			
火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第二条第一項の火薬類	製造業者，販売業者又は消費者に対して，製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。 製造業者，販売業者，消費者その他火薬類を取り扱う者に対して，製造，販売，貯蔵，運搬，消費又は廃棄を一時禁止し，又は制限すること。 火薬類の所有者又は占有者に対して，火薬類の所在場所の変更又はその廃棄を命ずること。 火薬類を廃棄した者に対して，その廃棄した火薬類の収去を命ずること。			火薬類取締法第45条

<p>高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二条の高圧ガス（同法第三条第一項各号に掲げるものを除く。）</p>	<p>第一種製造者，第二種製造者，第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者，販売業者若しくは特定高圧ガス消費者又は液化石油ガス法第六条の液化石油ガス販売事業者若しくは液化石油ガス法第三十七条の四第三項の充てん事業者に対し，製造のための施設，第一種貯蔵所，第二種貯蔵所，販売所又は特定高圧ガスの消費のための施設の全部又は一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。</p>	<p>高圧ガス保安法 第39条</p>		
	<p>第一種製造者，第二種製造者，第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の所有者又は占有者，販売業者，特定高圧ガス消費者，液化石油ガス法第六条の液化石油ガス販売事業者，液化石油ガス法第三十七条の四第三項の充てん事業者その他高圧ガスを取り扱う者に対し，製造，引渡し，貯蔵，移動，消費又は廃棄を一時禁止し，又は制限すること。</p>			
	<p>高圧ガス又はこれを充てんした容器の所有者又は占有者に対し，その廃棄又は所在場所の変更を命ずること。</p>			
<p>薬事法第四十四条第一項の毒薬及び同条第二項の劇薬（同法第四十六条第一項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。）</p>	<p>厚生労働大臣（薬事法施行令第十五条の四の規定による都道府県知事の処分を受けている者が所持するもの）</p>			
<p>備考 1 この措置には，指定行政機関及び地方公共団体が事態対処法第二条第七号の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置を含まないものとする。</p> <p>2 自動車，軽車両（原動機付き自転車を含む。）その他による運搬又は火薬類取締法第50条の2第1項の規定の適用を受ける火薬類の消費については，県公安委員会が命ずることのできる措置である。</p>				

第5節 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止（法第104条）

- 1 県は，石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の対処については，石油コンビナート等災害防止法に定める措置を国民保護措置として行うことを基本とし，発災後速やかに，茨城県石油コンビナート等防災計画に基づき，必要な措置を実施する。
また，石油コンビナート等は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから，石油コンビナート等災害防止法に基づく対処に加えて，生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講ずる。

2 県は、石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業者に対し、防災設備及び資機材等について、武力攻撃災害への対処にも活用できるよう、平素から指導・助言を行う。

特に、武力攻撃災害による出火、石油等の漏洩その他の異常な現象の発生については、国民保護業務計画及び石油コンビナート等防災計画に基づき、迅速かつ的確な措置を講ずることとする。

第2項 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等

県は、武力攻撃原子力災害への対処等については、原則として、県地域防災計画（原子力編）等に定められた措置に準じた措置を講ずるものとし、また、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処を次のとおり行う。

第1節 武力攻撃原子力災害への対処（法第105条、基第4章第3節3(2)）

県は、原子力事業所が武力攻撃災害を受けた場合における周囲への影響にかんがみ、次に掲げる措置を講ずる。

この場合において、原子力事業所は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて行う。

なお、県は応急対策として次の事項について行うものとする。

- ・ 公示の内容その他武力攻撃原子力災害に関する情報の伝達および住民の避難に関する事項
- ・ 放射線量の測定その他武力攻撃原子力災害に関する情報の収集に関する事項
- ・ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- ・ 食糧、医薬品その他の物資の確保、居住者等の被ばく放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去その他の応急措置の実施に関する事項
- ・ その他武力攻撃原子力災害の発生または拡大の防止を図るための措置に関する事項

1 県地域防災計画（原子力編）等に準じた措置の実施

県は、国民保護法その他の法律の規定に基づく武力攻撃原子力災害への対処及び武力攻撃に伴う原子力艦の原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、原則として、県地域防災計画（原子力編）等に定められた措置に準じた措置を行う。

2 放射性物質等の放出又は放出のおそれ等に関する通報及び公示等

- (1) 原子力事業所は環境に対して大きな影響を与える核燃料物質等を保有していることから、その施設の安全確保には最大限の配慮が求められる。このため、原子力事業所長等は当該原子力事業所において、従業員等から武力攻撃災害の兆候又は武力攻撃を発見した事実の報告を受けた場合は、直ちに知事に通報する。
- (2) 知事は、武力攻撃災害の兆候又は武力攻撃の通報を原子力事業所から受けたときは、あらかじめ定める方法により、国、所在・関係周辺市町村長等に通報する。
- (3) 知事は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力事業所から受けたとき又は指定行政機関の長から通知を受けたときは、あらかじめ定める方法により、関係周辺市町村長及び指定地方公共機関に通知する。

- (4) 知事は、モニタリングポストによる放射線量率の監視結果及び消防・警察機関等による通報により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者及び指定行政機関の長より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者にその内容を確認するとともに、その旨を次に掲げる指定行政機関の長に通報するとともに、その受信確認を行う。また、所在・関係周辺市町村長に通報する。
- ・核燃料物質等の加工施設，使用済核燃料の再処理施設，実用発電用原子炉にあっては，経済産業大臣（事業所外運搬に起因する場合にあっては，経済産業大臣及び国土交通大臣）
 - ・核燃料物質等の使用施設，試験研究用原子炉にあっては，文部科学大臣（事業所外運搬に起因する場合にあっては，文部科学大臣及び国土交通大臣）
- (5) 知事は、国の対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を発出し、その通知を受けた場合には、警報の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。
- (6) 知事は、国の対策本部長の指示に基づき、応急対策を行うとともに、必要に応じ、所在・関係周辺市町村長に対して、所要の応急対策を講ずべき旨の指示を行う。

3 モニタリングの実施

- (1) 県は、平素から武力攻撃原子力災害に備え、放射線監視施設の安全確保、連絡通報体制の強化、武力攻撃事態等におけるモニタリング（以下、「武力攻撃事態等モニタリング」という。）計画の作成等、武力攻撃事態等モニタリング体制の整備を図る。
- (2) 県は、武力攻撃災害の兆候の通報を受けたときは、武力攻撃事態等モニタリングに必要な準備を行う。
- (3) 県は、武力攻撃事態等に関する通報等を受けたとき、又は県が必要と認めるときは、武力攻撃事態等モニタリングを開始し、その結果を取りまとめ、国の対策本部、文部科学省、経済産業省及び国土交通省（さらに国の現地対策本部が設置された場合は国の現地対策本部）に連絡する。
- (4) 県は、公示の発出後においては、関係機関からの情報を含むモニタリングの結果を取りまとめ、茨城県原子力オフサイトセンター等に派遣した職員に対し連絡する。
- (5) 県は、原子力事業者から定期的に連絡された施設等からの放射性物質等の放出状況及び放出見通し等の情報の整理を行う。

4 住民の避難等の措置

- (1) 知事は、国の対策本部長による警報の発令や避難措置の指示が行われた場合には、当該指示等の内容を踏まえて、住民に対し避難を指示する。
- この場合において、「屋内避難」や「移動による避難」の実施の時期や範囲については、国の対策本部における専門的な分析や判断を踏まえた避難措置の指示に基づいて、適切に行う。

(2) 知事は、原子力事業者からの通報内容、モニタリング結果等を勘案し、事態の状況により避難措置の指示を待ついとまがない場合は、原子力緊急時支援・研修センターと連携を図り、緊急通報を発令し、退避の指示などの応急措置を講ずる。

5 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携

(1) 県は、国の現地対策本部長が茨城県原子力オフサイトセンター等で主導的に運営する「武力攻撃原子力災害合同対策協議会」に職員を派遣するなど、同協議会と必要な連携を図る。

(2) 県は、武力攻撃原子力災害合同対策協議会において、モニタリング結果、医療関係情報、住民の避難及び退避の状況の報告等必要な情報提供を行うとともに、国の対処方針や被害状況、応急措置の実施状況等の情報を共有し、応急対策等について必要な調整を実施するとともに、現地に派遣された専門家等から必要な助言を受ける。

6 国への措置命令の要請等

知事は、住民の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃原子力災害の発生又はその拡大を防止するため、必要があると認めるときは、関係する指定行政機関の長に対して、原子炉の運転停止等必要な措置を講ずべきことを命令するよう要請する。

また、知事は、生活関連等施設に係る規定に基づき、武力攻撃原子力災害の発生等を防止するため、必要があると認めるときは、原子力事業者に対して、原子炉の運転停止等安全確保のために必要な措置を講ずるよう要請する。

7 安定ヨウ素剤の配布

県は、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、国の対策本部長による服用時機の指示に基づき、住民に服用を指示するほか、事態の状況により、その判断に基づき服用すべき時機の指示その他の必要な措置を講ずる。

8 食料品等による被ばくの防止

県は、国の対策本部長の指示又は厚生労働大臣、農林水産大臣等の助言に基づき、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、汚染食料品の出荷規制、飲食物の摂取制限等を行う。

この場合において、食料品等の安全性が確認された後は、その安全性についての広報を実施して、流通等への影響に配慮する。

9 要員の安全の確保

県は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、武力攻撃原子力災害合同対策協議会等において積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第2節 N B C 攻撃による災害への対処（法第107条，基第4章第3節4）

県は，N B C 攻撃による汚染が生じた場合の対処について，国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本とし，それに加えて，対処の現場における初動的な応急措置を次のとおり行う。

1 応急措置の実施

知事は，N B C 攻撃が行われた場合においては，その被害の現場における状況に照らして，現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して，応急措置として，緊急通報を発令するとともに，退避を指示する。また，N B C 攻撃による汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは，警戒区域の設定を行う。

県警察は，職員の安全を図るための措置を講じた上で，関係機関とともに，原因物質の特定，被災者の救助等のための活動を行う。

2 国の方針に基づく措置の実施

知事は，内閣総理大臣が，関係大臣を指揮して，汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては，内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について，消防庁を通じて国の対策本部から必要な情報を入手するとともに，当該方針に基づいて，所要の措置を講ずる。

3 関係機関との連携

知事は，県国民保護対策本部において，攻撃による被害の情報や必要となる物的・人的資源について，市町村，消防機関及び県警察からの情報などを集約して，国に対して必要となる支援の内容を整理し，迅速な支援要請を行う。

この場合において，県は，県国民保護対策本部に派遣されている国の職員や自衛隊の連絡員を通じて，円滑な調整を図るとともに，汚染物質に関する情報を，保健所を通じて県衛生研究所，県霞ヶ浦環境科学センター，県環境放射線監視センター，医療機関等と共有する。

また，精神科医等の専門家の協力を得て，被災者のトラウマ等による心のケアの問題に対応するよう努める。

4 汚染原因に応じた対応

県は，N B C 攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて，国との連携の下，それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

また，放射性降下物等により汚染された農作物等による健康被害を防止するため，国と連携しつつ，汚染食料品の流通や摂取が行われないよう，流通事業者等を指導するとともに，県民に注意を呼びかけるほか，生活の用に供する水がN B C 攻撃により汚染された場合には，必要に応じ，その水の管理者に対し，給水の制限等の措置を行うよう命ずる。

(1) 核攻撃等の場合

県は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

(2) 生物剤による攻撃の場合

県は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、必要に応じ、ワクチン接種を行わせる。

県は、感染症法の枠組みに従い、患者の移送を行うとともに、国の指示の下で、汚染範囲の把握及び感染源を特定し、保健所においては、関係機関と連携して消毒等の措置を行う。また、県衛生研究所等は、平素から構築した連携体制を活用しつつ、適切な措置を講じる。

(3) 化学剤による攻撃の場合

県は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集を行う。

5 知事及び県警察本部長の権限（法第108条）

知事は、内閣総理大臣の要請を受けたときは、汚染の拡大を防止するため、措置の実施に当たり、関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

また、県警察本部長は、同知事から要請を受けたときは、同様の権限を行使する。

	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

知事又は県警察本部長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使

するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる国民保護法施行令第31条に基づく事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1.	当該措置を講ずる旨
2.	当該措置を講ずる理由
3.	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4.	当該措置を講ずる時期
5.	当該措置の内容

6 土地等への立入り（法第109条）

知事又は県警察本部長は、上記5の措置を講ずるため必要があると認めるときは、職員をもって当該土地、建物その他工作物又は船舶等の占有者又は所有者に通知し、立ち入りを実施する。

第3項 応急措置等

県が、緊急の必要があるときに自らの判断に基づき行う、退避の指示や警戒区域の設定については、次のとおりである。

第1節 退避の指示（法第112条）

1 退避の指示

知事は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急の必要があると認めるときは、退避の指示を行う。

なお、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- (1) N B C 攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- (2) 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

【退避の指示例】

- ・ 「市 町×丁目，××市 町 丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、屋内に一時退避すること。
- ・ 「市 町×丁目，××市 町 丁目」地区の住民については、地区の（一時）避難場所へ退避すること。

2 退避の指示に伴う措置

- (1) 県は市町村とともに、退避の指示の住民への伝達をあらゆる方法により速やかに実施するものとし、退避の必要がなくなったときは、その旨を住民が十分に了知できる方法で公表する。
- (2) 県は、退避の指示をした場合は、退避を要する地域を管轄する市町村長、その他関係機関に速やかに通知する。
- (3) 当該通知を受けた県警察は、交通規制など必要な措置を講ずる。
- (4) 県は、退避の指示を行った場合は、国の対策本部長による住民の避難に関する措置が適切に講じられるよう、消防庁を通じて国の対策本部長に連絡する。

3 警察官等による退避の指示

警察官又は海上保安官は、市町村長若しくは知事による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、必要と認める地域の住民に対し、退避の指示をすることができることとされている。

第2節 警戒区域の設定（法第114条）

1 警戒区域の設定

知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、被災情報等から判断し、緊急の必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

2 警戒区域の設定方法等

知事は、警戒区域の設定について、以下の方法等により行う。

- (1) 警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示するものとする。
- (2) 警戒区域を設定したとき、又は警戒区域の設定を変更し、若しくは解除をした場合は、広報車等を活用し、住民に広報、周知するものとする。
- (3) 警戒区域内には、必要と認める場所に職員を配置し、車両及び住民が立ち入らないように必要な措置をとるものとする。

3 警戒区域設定に伴う措置

- (1) 県は、警戒区域の設定をした場合は、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。当該措置を講じたときは、直ちに市町村長に通知する。
- (2) 当該通知を受けた県警察は、交通規制などの必要な措置を講ずる。
- (3) 県は、警戒区域の設定をした場合は、国の対策本部長の住民の避難に関する措置が適切に講じられるように、消防庁を通じて国の対策本部長に連絡する。

4 警察官等による警戒区域の設定

- (1) 警察官は、市町村長若しくは知事による警戒区域の設定を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、警戒区域の設定を行う。
- (2) 出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等(国民保護法第63条第1項に規定する「出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等」をいう。)の自衛官は、市町村長やその代理者がその場にいらない場合に限り、警戒区域を設定できる。
- (3) 知事は、必要があると認めるときは、海上保安官に対し、海上における警戒区域の設定を要請する。

第3節 知事，市町村長の事前措置（法第111条）

市町村長は，武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは，危険物の入った大量のドラム缶など，武力攻撃災害を拡大させるおそれがある設備や物件の所有者等に対して，当該設備等の除去，保安，使用の停止等の措置を行うことを指示する。

知事は，武力攻撃災害の拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは，自ら同様の指示をする。当該指示をした場合には，直ちに市町村長へ通知する。

また，警察署長は，知事又は市町村長から要請があったときは，同様の指示をする。

第4節 応急公用負担等（法第113条）

知事は，武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは，次に掲げる措置を講ずる。

- ・ 他人の土地，建物その他の工作物を一時使用し，又は土石，竹木その他の物件を使用し，若しくは収用
- ・ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは，保管）

第5節 消防等に関する措置等

1 消防等に関する措置等（基第4章第3節5）

(1) 消防機関との連携

消防機関が武力攻撃災害を防除し，及び軽減するため，円滑に消火・救急・救助等の活動を行うことができるよう，県は，消防機関と緊密な連携を図る。

(2) 県警察による被災者の救助等

県警察は，把握した被害状況に基づき，迅速に機動隊等を出動させ，消防機関との連携の下に救助活動を行う。大規模な被害の場合は，県公安委員会は，必要に応じ，警察庁又は他の都道府県警察に対する広域緊急援助隊の派遣要求及び連絡等の措置を実施する。

2 消防等に関する指示（法第117条～119条）

(1) 市町村長に対する指示

知事は，武力攻撃災害が発生し，又はまさに発生しようとしている場合において，緊急の必要があると認めるときは，市町村長若しくは消防長又は水防管理者に対し，所要の武力攻撃災害の防御に関する措置を講ずべきことを指示することができる。

この場合において，知事は，措置を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供する等，その対処に当たる職員の安全の確保に関し十分配慮し，危険が及ばないよう必要な措置を講ずる。また，武力攻撃災害を防御するための消防に関する措置の指示を消防庁長官から受けた場合，知事は，武力攻撃災害の発生した市町村との連絡及び市町村相互間の連絡調整を図るほか，市町村長若しくは消防長又は水防管理者に対して指示を行う。

(2) 消防庁長官に対する消防の応援等の要請

知事は、区域内の消防力のみをもってしては対処できない場合、消防庁長官に消防の応援等の要請を行う。

(3) 消防庁長官から被災都道府県に対する消防の応援等の指示を受けた場合の対応

知事は、自らの県が被災していない場合において、(2)の要請を受けた消防庁長官から被災都道府県に対する消防の応援等の指示を受けて必要な措置を講ずるときは、自ら区域内の市町村長に対し、消防機関の職員の応援出動等の措置を講ずべきことを指示する。

第8章 被災情報の収集及び報告

県は、市町村及び関係機関からの被災情報の収集及び国等への報告を次のとおり行う。

1 被災情報の収集及び報告（法第127条，128条）

(1) 県は、電話，防災行政無線その他の通信手段により，武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域，発生した武力攻撃災害の状況の概要，人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。

特に，県警察は，交番，駐在所，パトカー等の勤務員を情報収集に当たらせるほか，ヘリコプターテレビ電送システム，交通監視カメラ等その保有する手段を活用して情報の収集を行う。

(2) 県は，被災情報の収集に当たっては，市町村に対し，火災・災害等即報要領（昭和59年第267号消防庁長官通知）に基づき報告を求める。

(3) 県は，自ら収集し，又は市町村及び指定地方公共機関から報告を受けた被災情報の第一報については，火災・災害等即報要領に基づき，電子メール，FAX等により直ちに消防庁に報告する。

(4) 県は，第一報を消防庁に報告した後も，随時被災情報の収集に努めるとともに，市町村に報告を求めることとし，収集した情報について次頁に定める様式に従い，電子メール，FAX等により消防庁が指定する時間に報告する。

なお，新たに重大な被害が発生した場合など，知事が必要と判断した場合には，直ちに，火災・災害等即報要領に基づき，消防庁に報告する。

(5) 県警察は，収集した情報を県国民保護対策本部に連絡するとともに警察庁及び関東管区警察局に速やかに連絡する。

2 市町村及び指定地方公共機関による被災情報の報告等

市町村は，火災・災害等即報要領に基づき被災情報の第一報を県に報告するものとし，その後は随時，県が消防庁に報告を行う方法に準じて，県に被災情報を報告するものとする。

指定地方公共機関は，その管理する施設及び設備に関するもの並びにその業務として行う国民保護措置に関するものの被災情報を収集するよう努めるとともに，各機関が保有する情報通信手段により，当該被災情報を県に速やかに報告するものとする。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

県は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うため、保健衛生の確保その他の措置を次のとおり行う。

第1節 保健衛生の確保（法第123条）

県は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、県地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

1 保健衛生対策

県は、避難先地域に対して、医師及び保健師等で構成する巡回相談チームを編成し、健康相談、栄養指導等を実施するとともに、健康相談等窓口を設置するなど、当該地域の衛生状況の保全、避難住民等の健康状態の把握、健康障害の予防等を行う。

この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

2 防疫対策

(1) 県は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、保健所職員をもって組織する防疫班などにより、次の事項を行う。

- ・被害状況の調査
- ・検病調査
- ・避難所における防疫上必要な設備整備の指導及び仮設住宅等の衛生指導
- ・井戸水の消毒指導
- ・その他の防疫措置に必要な事項

(2) 県は、調査の結果、必要があるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第17条の規定による健康診断の勧告又は措置を実施する。

(3) 県は市町村と協力して、避難住民等に対する感染症や食中毒等に関する予防教育を行うとともに、広報車等を活用して広報活動を実施する。

3 食品衛生確保対策

県は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、保健所の食品衛生指導員などにより、飲料水、食品等の衛生確保のための措置を講ずる。

第2節 廃棄物の処理（法第124条）

1 廃棄物処理の特例

- (1) 県は、環境大臣が指定する特例地域においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準により、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。この場合において、環境省と連携するとともに、関係市町村に対し情報提供を行う。
- (2) 県は、(1)により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。
- (3) 県は、平素から既存の許可業者の廃棄物処理能力を把握し、武力攻撃災害時に予想される大量の廃棄物を処理するには、どのような特例業者に委託すべきか検討する。

2 廃棄物処理対策

県は、県地域防災計画の定めに基づいて、「震災廃棄物対策指針」（平成10年厚生省生活衛生局作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

- (1) 県は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、市町村からの要求に基づき、各市町村及び関係団体に広域的な応援を要求し、必要な支援活動の調整を行う。
- (2) 県は、被害状況から判断して区域内での広域的な応援による処理が困難と見込まれる場合は、国の協力を得つつ、被災していない他の都道府県に対し、応援の要請を行う。

第3節 文化財の保護（法第125条）

1 重要文化財等に関する命令又は勧告の告知等

- (1) 県教育委員会は、県の区域に存する重要文化財等（重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物をいう。）に関し、文化庁長官が武力攻撃災害による重要文化財等の被害を防止するため命令又は勧告を行う場合には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）の手続に従って、速やかに所有者等に対し当該命令又は勧告を告知する。
- (2) また、当該命令又は勧告に従って必要な措置を講じようとする重要文化財等の所有者から、県教育委員会に対し、文化庁長官に対する支援の求めがあった場合には、速やかに、その旨を文化庁長官に対し連絡する。

2 国宝等の被害を防止するための措置の施行

- (1) 県教育委員会は、文化庁長官から、文化財保護法の手続に従って、国宝等（国宝又は特別史跡名勝天然記念物をいう。）の被害を防止するための措置の施行の全部又は一部の委託を受けた場合には、速やかに当該措置の施行に当たる。
- (2) この場合において、県教育委員会は、その職員のうちから、当該措置の施行及び当該国宝等の管理の責任者を定めるとともに、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを示し、かつ、その正当な意見を十分に尊重することとする。

第 10 章 国民生活の安定に関する措置

県は、武力攻撃事態等において、国と連携しつつ、物価の安定等を図るため、国民生活の安定に関する措置を次のとおり行う。

第 1 節 生活関連物資等の価格安定（法第 129 条）

1 県は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するため、次に掲げる措置を行う。

(1) 生活関連物資等の価格の高騰、買占め及び売惜しみの防止のための調査や監視を行い、必要に応じ、関係事業者団体等に対して、当該物資等の供給を確保し、適正な価格で販売するよう協力を求める。

(2) 生活関連物資等の需給・価格動向について、物価情報ネットワーク等を活用しつつ、必要な情報共有に努めるとともに、県民への情報提供等を行う。

2 県は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときには、関係法令に基づき、次に掲げる措置を実施する。

(1) 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（以下「買占め等防止法」という。）に係る措置

県は、国が買占め等防止法第 2 条第 1 項に基づき、政令で特別の調査を要する物資（以下「特定物資」という。）を指定した場合は、県の区域内のみに事務所等を有し特定物資を生産、輸入又は販売する事業者（小売業者を除く）及び県の区域内に事務所等を有し特定物資を販売する小売業者に対し、次の措置を講ずる。

- ・ 特定物資について、その価格の動向及び需給の状況に関する必要な調査（買占め等防止法第 3 条）
- ・ 特定物資の生産、輸入又は販売の事業者が買占め又は売惜しみにより多量に当該特定物資を保有していると認められる場合の当該事業者に対する当該特定物資の売渡しの指示（買占め等防止法第 4 条第 1 項）
- ・ 売渡しの指示に従わなかった場合についての事業者に対する売渡しの命令（買占め等防止法第 4 条第 2 項）
- ・ 売渡しの命令を実施したことによる事業者同士の協議が実施できない場合の裁定及びその結果通知（買占め等防止法第 4 条第 4 項及び第 5 項）
- ・ 売渡しの指示及び命令に係る事業者に対する報告命令、立入検査及び質問（買占め等防止法第 5 条第 1 項及び第 2 項）

(2) 国民生活安定緊急措置法に係る措置

県は、国が国民生活安定緊急措置法第3条第1項に基づき、政令で特に価格の安定を図るべき物資（以下「指定物資」という。）を指定した場合は、県の区域内のみに事業場を有し指定物資を販売する事業者（小売業者を除く）及び県の区域内に事業場を有し指定物資を販売する小売業者に対し、次の措置を講ずる。

- ・ 指定物資について、その定められた標準価格又は販売価格の表示の指示及び指示に従わない小売業者の公表（国民生活安定緊急措置法第6条第2項及び第3項）
- ・ 指定物資を規定する価格を超えた価格で販売している事業者に対しての規定する価格以下の価格で販売すべきことの指示及び正当な理由なく従わなかった者の公表（国民生活安定緊急措置法第7条）
- ・ 上記の措置に必要な限度における、指定物資を販売する事業者に対する業務若しくは経理の状況報告、事業場への立入検査、関係者への質問（国民生活安定緊急措置法第30条第1項）

(3) 物価統制令に係る措置

県は、国が物価統制令第4条及び第7条並びに物価統制令施行令第2条に基づき、告示で物資及び役務についての統制額を指定した場合は、下記の措置を講ずる。

- ・ 統制額を超える契約等に対する例外許可（物価統制令第3条第1項但書）
- ・ 履行中の契約の変更等に関して別段の定めを設けること及び統制額を超える価格とすることの許可（物価統制令第8条ノ2但書）

また、必要があると認められるときは、物価に関する報告の徴収、帳簿の作成命令を行うとともに、必要な場所へ臨検し業務の状況若しくは帳簿書類等の検査を実施する。（物価統制令第30条第1項）

第2節 避難住民等の生活安定等（基第4章第5節1）

1 被災児童生徒等に対する教育

県及び県教育委員会は、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

2 公的徴収金の減免等

県は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、県税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに県税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 就労状況の把握と雇用の確保

県は、被災者等の就労状況の把握に努めるとともに、厚生労働省の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力し、その避難住民等、被災地域等の実情に応じた雇用確保等に努める。

4 生活再建資金の融資等

県は、武力攻撃災害により住居・家財及び事業所等に被害を受けた者が、自力で生活の再建をするに当たり必要となる資金については、自然災害時の制度等を参考にしつつ、被災状況に応じた制度の実施等の対応を検討するとともに、その円滑な実施を目的に総合的な相談窓口を開設し、当該総合窓口を中心に被災者、事業者等に応じた対応を実施する。

第3節 生活基盤等の確保（基第4章第5節2）

1 県による生活基盤等の確保

- (1) 水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県は、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。
- (2) 河川管理施設、道路、港湾の管理者である県は、河川管理施設、道路、港湾等を適切に管理する。
- (3) 広域避難地として指定されている都市公園の防災機能を強化するとともに、適切に管理する。

2 指定地方公共機関による生活基盤等の確保

- (1) ガス事業者である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、ガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずることとする。
- (2) 運送事業者である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、旅客及び貨物の運送を確保するために必要な措置を講ずることとする。
- (3) 病院その他の医療機関である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、医療を確保するため必要な措置を講ずることとする。
- (4) 道路の管理者である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、道路を適切に管理することとする。

第 1 1 章 交通規制 (法第 1 5 5 条)

県警察は、武力攻撃事態等において、住民の避難、緊急物資の運送その他の措置が的確かつ迅速に実施されるよう、次のとおり必要な交通規制を行う。

1 交通状況の把握

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

2 交通規制の実施

県警察は、武力攻撃事態等において、国民保護措置が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たる。

緊急交通路の確保に当たっては、人命の安全、被害の拡大防止、国民保護措置の的確かつ円滑な実施等に配慮して行う。また、武力攻撃事態等に係る地域への流入車両等を抑制する必要があるときは、当該地域周辺の県警察とともに、周辺地域を含めた広域的な交通規制を行う。

なお、国の対策本部長により道路の利用指針が定められた場合は、その利用指針を踏まえ、適切な交通規制を行う。

3 緊急通行車両の確認

緊急通行車両については、消防庁、警察庁等関係省庁による通知に定めるところにより、被災状況や応急対策の状況に応じ、知事又は県公安委員会が確認を行う。

4 交通規制等の周知徹底

県警察及び道路管理者である県は、交通規制や道路の通行禁止措置等を行ったときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他の必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図る。

5 緊急交通路確保のための権限等

(1) 交通管制施設の活用

県警察は、効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設を活用する。

(2) 放置車両の撤去等

県警察は、緊急交通路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。

(3) 運転者等に対する措置命令

県警察は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し車両移動等の措置命令を行う。

(4) 障害物の除去

県警察は、緊急交通路の障害物の除去について道路管理者、消防機関及び自衛隊等と協力し、状況に応じて必要な措置をとる。

(5) 自衛官の措置

自衛官は、緊急交通路において、警察官がその場にはいない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行の確保に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両その他の物件の移動等必要な措置をとることができることとされている。

(6) 消防吏員の措置

消防吏員は、緊急交通路において、警察官がその場にはいない場合に限り、消防用緊急通行車両の円滑な通行の確保に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両その他の物件の移動等必要な措置をとることができることとされている。

6 関係機関等との連携

県警察は、交通規制に当たっては、道路管理者等関係機関との密接な連携を確保する。

第 1 2 章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理

県は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する赤十字標章等及び特殊標章等の適切な交付及び管理を、次のとおり行う。

【赤十字標章等及び特殊標章等の意義】

千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される赤十字標章等及び特殊標章等は、それぞれ国民の保護のために重要な役割を担う医療行為及び国民保護措置を行う者及びその団体、その団体が使用する場所若しくは車両、船舶、航空機等を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

1 国民保護法で規定される赤十字標章等及び特殊標章等

(1) 赤十字標章等（法第 1 5 7 条）

- ・ 標章

第一追加議定書（千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書 I））第 8 条（1）に規定される特殊標章（白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽（ ）から成る。）

ただし、赤のライオン及び太陽の標章は、いずれの国も 1 9 8 0 年以降使用していない。また、赤新月の標章は、イスラム教国において使用されるものである。

- ・ 信号

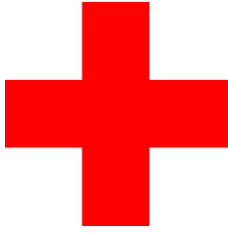
第一追加議定書第 8 条（m）に規定される特殊信号（医療組織又は医療用輸送手段の識別のための信号又は通報。）

- ・ 身分証明書

第一追加議定書第 1 8 条 3 に規定される身分証明書（様式のひな型は資料編に掲載。）

- ・ 識別対象

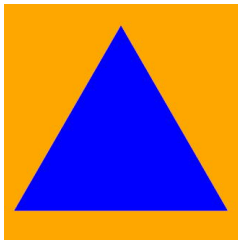
医療関係者、医療機関、医療のために使用される場所及び医療用輸送手段等。



(白地に赤十字)

(2) 国際的な特殊標章等 (法第 1 5 8 条)

- ・ 特殊標章
第一追加議定書第 6 6 条 3 に規定される国際的な特殊標章 (オレンジ色地に青の正三角形) 。
- ・ 身分証明書
第一追加議定書第 6 6 条 3 に規定される身分証明書 (様式のひな型は資料編に掲載。) 。
- ・ 識別対象
国民保護関係者 , 保護のために使用される場所等。



(オレンジ色地に
青の正三角形)

2 赤十字標章等の交付及び管理

(1) 知事は、国の定める赤十字標章等の交付等に関する基準・手続等に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、以下に示す医療関係者等に対し、赤十字標章等を交付及び使用させる。

- ・ 避難住民等の救援を行う医療機関または医療関係者
- ・ 避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関または医療関係者（上記に掲げる者の委託により医療に係る業務を行うものを含む）

(2) 知事は、以下に示す医療機関等から赤十字標章等に係る申請を受けた場合は、交付要綱の規定に基づき、赤十字標章等の使用を許可する。

- ・ 医療機関である指定地方公共機関
- ・ 区域内で医療を行うその他の医療機関又は医療関係者

3 特殊標章等の交付及び管理

(1) 知事又は県警察本部長は、国の定める特殊標章等の交付等に関する基準・手続等に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

知事

- ・ 国民保護措置に係る職務を行う県の職員
- ・ 知事の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 知事が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

県警察本部長

- ・ 国民保護措置に係る職務を行う県警察の職員
- ・ 県警察本部長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 県警察本部長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力を
する者

(2) 知事は、指定地方公共機関から特殊標章等の使用に係る申請を受けた場合は、交付要綱の規定にもとづき、特殊標章等の使用を許可する。

4 赤十字標章等及び特殊標章等に係る普及啓発

県は、国、日本赤十字社及びその他関係機関と協力しつつ、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における標章等の使用の意義及びそれを使用するに当たっての濫用防止のための規定等について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

県は、管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を次のとおり行う。

第1節 基本的考え方（法第139条、基第4章第5節3）

1 県が管理する施設及び設備の緊急点検及び応急の復旧等

県は、武力攻撃災害が発生した場合には、県地域防災計画等を活用し、所管する施設及び設備の緊急点検及び応急の復旧を行う。この場合、安全の確保をした上で被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

2 通信機器の応急の復旧

県は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、総務省にその状況を連絡する。

3 国に対する支援要請

県は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、国に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

第2節 ライフライン施設の応急の復旧（法第140条）

1 県が管理するライフライン施設の応急の復旧

県は、武力攻撃災害が発生した場合には、県が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

2 市町村及び指定地方公共機関に対する支援

県は、水道、ガス等のライフライン事業者である市町村及び指定地方公共機関から応急の復旧のため支援の要請があった場合には、ライフライン施設ごとに要請の内容を把握した上で、所要の措置を講ずる。

第3節 輸送路の確保に関する応急の復旧等

1 輸送路の優先的な確保のための措置

県国民保護対策本部長は、武力攻撃災害による被害が発生した場合には、広域的な避難住民の運送等を行うための輸送路を優先的に確保するために必要となる応急の復旧のための措置が講じられるよう、必要に応じ総合調整を行う。

2 県が管理する輸送施設の応急の復旧

県は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路、重要港湾及び漁港の施設等について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧（法第141条，基第4章第6節）

県は，管理する施設及び設備について，武力攻撃災害による被害が発生したときは，武力攻撃災害の復旧を次のとおり行う。

第1節 基本的考え方

1 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは，国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに，特に，大規模な武力攻撃災害が発生したときは，本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており，県は，武力攻撃災害の復旧について，国が示す方針にしたがって実施する。

2 県が管理する施設及び設備の復旧

県は，武力攻撃災害により県の管理する施設及び設備が被災した場合は，被災の状況，周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また，必要があると判断するときは，地域の実情等を勘案して，当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

県が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担するため、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等は、次のとおりである。

第1節 国民保護措置に要した費用の支弁，国への負担金の請求（法第159条）

1 国に対する負担金の請求方法

県は、国民保護措置の実施に要した費用で県が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

2 関係書類の保管

県は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

第2節 損失補償，実費弁償及び損害補償

1 損失補償（法第159条，令40）

県は、国民保護法に基づく土地や建物の使用，物資の収用等の行政処分を行った結果，通常生ずべき損失については，国民保護法施行令第40条に定める手続等に従い，補償を行う。

2 実費弁償（法第159条，令41）

県は、国民保護法に基づいて行った医療の実施の要請又は指示に従って医療を行う医療関係者に対しては，国民保護法施行令第41条で定める基準に従い，その実費を弁償する。

3 損害補償（法第160条，令43，44）

県は、国民保護措置の実施について援助を要請し，その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは，国民保護法施行令第43条及び第44条に定める手続等に従い損害補償を行う。

第3節 総合調整及び指示に係る損失の補てん（法161条，令45，46）

県は、国民保護措置の実施に関し，県国民保護対策本部長が市町村又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し総合調整を行い，又は指示をした結果，当該市町村又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が損失を受けたときは，国の対策本部

長の総合調整又は指示の結果，県又は指定公共機関が損失を受けたときに国が行う損失の補てんの手続等に準じて，損失の補てんを行う。

第4節 市町村が国民保護措置に要した費用の支弁等

1 国に対する負担金の請求等

市町村が国民保護措置の実施に要した費用の支弁や国に対する負担金の請求等について，県国民保護計画に準じて定めるものとする。この場合において，国に対する費用の請求については，別途国が定めるところにより，国に対し請求するものとする。

2 損失補償及び損害補償

国民保護法に基づき市町村が行う損失補償及び損害補償の手続等については，県国民保護計画に準じて定めるものとする。

第5編 緊急対処事態への対処

第1節 緊急対処事態

県国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第5章第2節に掲げるとおりである。

県は、緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

第2節 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、県は、緊急対処事態における警報については、通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関、当該地域に所在する施設の管理者及び当該地域をその業務の範囲とする指定地方公共機関等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の通知及び伝達に準じて、これを行う。

(改正履歴)

- ・ 平成18年1月 計画策定
- ・ 平成19年2月 第1回改正(法令改正,市町村合併,名称・組織変更)
- ・ 平成20年3月 第2回改正(対策本部の体制,現地調整所の設置等,他都道府県との相互応援協定の改正,法令・省令の改正)
- ・ 平成21年3月 第3回改正(国による合同対策協議会の開催,安否情報システムの運用開始,他都道府県との相互応援協定の改正,名称変更等)
- ・ 平成22年3月 第4回改正(茨城空港の開港,対策本部事務局原子力対策班の設置条件の変更等)